

午前 10 時 6 分 開議

議長（山内 馨君） おはようございます。ただいまから平成 8 年第 4 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 22 番 西浦 修君、23 番 稲留照雄君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、議案第 6 号 平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第 6 号、平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について簡単に説明申し上げます。

平成 8 年度大阪府泉南市下水道事業特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により補正予算を調製し、同法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

その補正の内容でございますが、75 ページをお開き願います。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 6 8 0 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 1 億 6,824 万 6,000 円とするものでございます。

それでは、歳出につきまして簡単に説明申し上げます。

82 ページをお開き願います。総務費、事業費の各項目ごとに人件費の補正をしておりますが、これは人事異動に伴うものでございまして、全体で 239 万 2,000 円の減額補正をお願いしております。

次に、一般管理費の負担金補助及び交付金 920 万円でございますが、これは南部流域下水道組合に対する負担金でございます。

次に、84 ページをお開き願います。下水道建設費の工事請負費 1 億 5,

0 0 0 万円並びに補償補填及び賠償金の5,0 0 0 万円でございますが、これは公共下水道事業建設費国庫補助金の増額による污水管渠の布設工事等を行うものでございます。

次に、お手数ですが、7 9 ページにお戻り願います。継続費の補正といたしまして、南海軌道横断管渠築造工事委託2 件の年割額の変更をお願いしております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——島原君。

1 7 番（島原正嗣君） 今回の議案と関連して、今泉南市がやられておる下水道全般の計画の中で、全然下水道の処理に対して計画を持ってない地区があるのかどうかですね。そういうことを含めて一回お尋ねをしたいと思うんですが、最終的にこの下水処理の完成年度はいつなのか、これが1 点です。

それと、現在、喫茶店の横の2 階か3 階か借って業務をしてるようでございますけれども、これは1 カ月に一体家賃を幾ら払うてるのか。その中の要員、スタッフは、現在の下水道事業の中でこれを担当している要員は何人おるのか、そのことも御答弁いただきたい。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 島原議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、泉南市域で下水道の計画しているところはどこかという御質問でございますが、大ざっぱに申し上げますと、泉南市の市街化区域すべてが全体計画区域となっております。そのうち、現時点での下水道法の認可区域としまして5 5 2. 9 4 ヘクタールを指定されております。

次に、全体計画の完成年度はいかほどになるのかという御質問だったと思いますが、現時点では約3 0 年程度かかる計画になってございます。

次の下水道部が喫茶店の上で業務をしておるのではなかろうかという御質問だったと思いますが、現時点では水道庁舎の1 階をお借りして現在業務に当たっております。

それと、下水道部のスタッフは、現在2 6 名でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 全体の市街化区域の中の認可区域ですね、下水道の。これが552.9ヘクタールと、こういう御答弁ですが、あと残事業として残る分は何ヘクタールあるのかですね。これは30年とおっしゃったけども、その30年に割った年次別の計画はまだできてないのか、できてるのかですね。30年という定義は、一体どういう積算基礎になってるのかですね。もっと詳しく御答弁をいただきたい。

私は、この30年、40年いうて、そらいろいろ計画はあるでしょうけども、こういう問題はできるだけ短い年度で完成をさすと。国からもどっどやりなさいという奨励を受けてるわけですから、そら中に反対の方もおりますよ。そのまま置いといてくれという御意見の方もあられるけれども、全体はやっぱり方向性としては、下水道処理をして環境を整備すると。そういうことなんだから、この30年で気の遠いことをいったら、私は少なくとも死んでおらんと思う。だから、もっと短期、中期的に計画自体を見直すということもしないと、これはやっぱり問題じゃないですか。

きのうの議論にもありましたけれども、例えば雨水処理にしたって、今の中部ポンプ場が、あれなんかでもきのう初めて具体的なことをお聞きしたんですけども、これは泉南市の施設なのかどうかですね。どこが管理して、どこが運営してるのか。そういうことも含めて一回御答弁願いたい。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

まず、全体区域の面積といたしましては、1,197ヘクタールでございます。その全体の計画につきまして、おおよそ30年間の計画が現時点では立てづろうございますので、先ほど申しました下水道認可区域につきましては、私どもで年次計画を立てて進んでいっております。

といいますのは、下水道事業につきましては、国の補助金に頼る部分が大変大きいことでございますので、私ども市独自で計画を立てておりましたが、国におきましての補助金がいかなることになるのか、遠い将来まで見通すことがかなり難しい問題でございますので、認可区域の12年度末までの計画で現在業務を進めているところでございます。

それと、昨日御答弁申し上げました中部ポンプ場の件でございますが、現在大阪府の企業局の管轄になってございまして、私どもでは現在、管理

の委託を受けて下水道部の施設課で管理しているような状況でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これですら3回目ですから、これぐらいでやめますけども、問題は白谷部長、都市計画法の中で市街化区域というものは恐らく都市計画全体の中で処理される問題やと思うし、その中でもやっぱり都市計画税というちゃんとした税金を取ってるんですよ。取ってるんですよ。それを建設省の補助金との関係もあって、なかなか下水の進捗状況がうまくいかないと、こういう答弁ですけれども、それは事業に対する国の考え方なり建設省の考え方で、こちらが泉南市独自の計画を組む場合は、どうであれ、市街化区域の全体の公正なバランスの中で事業を進捗するように計画立てなあかんでしょうがな。A地区は例えば今年度中にやるけども、B地区についてはいつやるかわからんということでは、これは全く無節操ですよ、行政の。逆差別ですよ、ある意味では。我々はどんな説明しまんねん。市の事業なんだ、これは大事な。市の根幹に係るですよ、こんなもの。一応計画ぐらい、30年なら30年、20年なら20年の中で、例えば男里地区とか新家地域とか、ちゃんと立っとなあかんでしょう、ある意味では。ただ、認可区域の平成12年までしか組められない、立てられないということ自体が根本から誤ってるんじゃないですか、こんなん、そうでしょうが。何も泉佐野の下水道計画をせえと言ってるんじゃないです。泉南市民6万2,000何ぼの市街化区域の中の計画をちゃんとせなあかんじゃないですか。おかしいと思いませんか。

それと、もう1点、中部ポンプ場の委託は泉南市が受けてるということですけども、どんなことを委託されて受けてるんですか。大阪府がやるんやったら、大阪府にやってもろたらよろしいがな。仕事だけ、責任だけ負わされて、後の処理はどうこうこう言うわけにいかんでしょう。もうちょっと具体的に答弁してくださいよ。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 島原議員の再度の御質問でございますが、全体計画のすべてについて、ある程度の計画を立てて事業の遂行をせよという御指摘だったと思いますが、部内で再度検討し、大まかな計画でも立てていきたいと、かように考えております。

それと、中部ポンプ場の件でございますが、将来的には私どもに移管され、すべてを管理することになっておりますが、現在りんくうタウンがすべて完成しておりませんので、それまでの間は維持管理のみの管理委託を受けてございます。維持管理についての費用等は、すべて企業局が負担を行っておるという状況でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 歳入の方で81ページ、この3分の2、2分の1とグロスで書いてしまとるんですが、3分の2はどの部分か、2分の1はどの部分か、またその理由についても御説明をいただきたい。

それから、さっきの議論の中でも国の補助、府の補助という表現があるんですが、これは府の補助は一切ないんですが、そういうバランスを持ってあるのではないかなと思うんですが、その辺もなぜないのか。

それから、きのうもちょっと議論があったんですが、雑入で消費税還付金というのは、一たん一般会計へ入って入ってくるのか、直接ダイレクトにこの特別会計に入ってくるのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

それから、歳出の方で、補償補填及び賠償金という表現をしたんですが、どちらなのか。賠償であればどういう理由で賠償するのか。その辺も説明をお願いをしたい。

それから、地方債の現在高の補正調書という形で120億円を超えて起債が残高になとるんですが、当然この起債を抑えていくということを実際の進捗状況を踏まえて私はやる必要があると思いますので、どんどんこの起債がふえていくというのは、当然償還が始まっていくわけですから、その辺でこの件をどう考えるのかですね。

国がちょっとお金が余ったから急いで年度途中で補正をしてくるというのは、今年度もあとわずかですから、効率のいい行政運営からいってもいろんな支障が来るのではないかなと。その点はもう少し市が主体性を持って、こういう大きな事業については、やっぱり年度当初からの計画どおりやると。国が余ったからやると言うても要らんと言うぐらいの主体性を持たないと、短期間ではいいかもわかりませんが、次年度に大きなしわ寄せを持ってくるわけですので、その辺は国にそういう地方への政策、年度途

中でやることの反対といいますか、問題提起も含めて取り組まないといけないんじゃないかなと思います。

今も下水道の30年問題が出ましたんですが、ずっと当初から30年で固定した数字は変わってないんですけども、大分時期もたつてくるんですから、もう少し明確な、市民はいつ自分のところが下水道整備されるのかということは、やっぱり関心を持つてくるわけですので、もうちょっと、漠然としたそういう数字ではなしに、やはりこの地域はこのときに整備できるんだというぐらいの計画を出すべきだと思うんですね。

恐らく私が批判しとるように、30年も汚水、排水、雑排水がそのまま自然の河川へ流されるということは許されないだろうと思うんですね。当然、下水道の方法を考えていかないといけないでしょう。私が言っておる単独合併浄化槽の場合は、やるという人がおれば、どこからでもできるんですよ、これ。費用については、私も試算しとるように、1,000億円に対して200億もかかわらないわけですから、そういう点では当然市民にも選択肢をやっぱり示すべきだと思うんですね。単にランニングコストとか、大きなものをつくれれば管理もやりやすいと、そういうことだけでは僕も説得できないと思うんですね。

そら、岬町から阪南市から泉南市へ汚水を持ってくるわけですよ。なぜ泉南市がそういう負担を受けないかんのか。当然、やっぱり汚れたものを1カ所に集中すれば、それは自然の摂理として自然の回復作用なんて働かないわけですから、やっぱりこれだけ大きな広い面積の中で分散してそこで処理をしていく。また、処理したものを流していくことをやらないと、そんな1カ所に大きなものを集めて、何ぼ浄化するいうたって、汚れたものはどこかへ何か処理せないかんわけですからね。そういう点では、大きなことがいいことだという時代は終わつてくるわけですので、やはり30年というふうなスパンを考えるなら、これはほとんど不可能というんか、具体的な計画じゃないですよ、これは、環境の面からいっても。そういう面でもやっぱりきちっとしていただきたい。

だから、30年のことを具体的に示していただければ、市民からも当然疑問なり批判が出ると思いますから、市民から批判なり疑問なり問題提起が起こるような政策提言をすべきだと思うんですね。どこにかみついでいかわからんような漠然とした政策提言というのはやめていただきたい。

そういう基本的なことも含めて御答弁をいただきたい。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、第1点目の歳入、公共下水道建設事業補助金補助率のところでございますが、3分の2、2分の1と記載されておりますが、今回の国庫補助に関しましては、2分の1の補助金でございます。この説明欄には当初予算と同じような記載をしておりまして、おわびして訂正したいと思いません。

次に、消費税の還付についてでございますが、まず私ども現在建設途上でございますが、供用開始をいたした直後でございますが、課税売り上げ——使用料でございますが、現在少ない時点でございます。それに反して仕入れ税額、いわゆる工事請負費が税額を上回っているような状況でございますので、消費税の還付が生ずることになってございます。

次の地方債の現在高が今年度で120億になると。今後の財源等についての方策はどうかという御質問だったと思っておりますが、泉南市では現在、下水道事業として建設途上でございます。そのため、今後におきましても相当の経費と長期間にわたることが予想されますので、単年度ですべてを負担するより、市債という形で後年度に負担をしてもらうのが、公平を図る見地から一定額は仕方がないのじゃなかろうかと、このような考え方に基づいて行っております。

次の30年の計画も詳細に市民に示せという問いでございますが、先ほど島原議員の御質問にもお答え申し上げましたが、下水道事業は何分国の補助金に頼る部分が大でございますので、厳密な計画は大変立てづらいところでございますが、概略の計画等内部で検討していきたいと、かように考えているところでございます。

補償補填及び賠償金の件でございますが、通常私ども下水道工事を施工するときには、市道敷には上水道、ガス、N T T、関電等の埋設物が多数埋まっておりますが、下水道管布設につきましては、それらの移転が必要になってきます。今年度も約15件の工事を既に発注いたしておりますが、それらにつきまして若干不足が生じたため、今般5,000万円の増額補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

〔小山広明君「答弁終わってない」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 答弁漏れがあったら指摘してあげてください。

3番（小山広明君） 消費税が歳入に入ってきてるのは、一般会計にどうして入るのか。ダイレクトに入るのかという質問をしとるわけですから、そこもちゃんと説明をいただきたい。

それから最後、天眼鏡で見て御答弁いただいたんですが、私ちゃんと賠償金と補償補填と書いてあるけど、賠償であれば性格が全然僕らから見りゃ違うので、賠償せないかんようなものが何かあるのかということやから、そこはもう少し詳しくしていただきたい。

30年の漠然と言うんじゃないしに、やっぱり目標として——目標どおりかないのは、それは当然ですよ。しかし、目標がなければ進めようがないわけですから、そこをちゃんと示すべきじゃないかということですから、それは今言うて今出せと言っても無理でしょうから、それは市民はある意味で関心のある問題ですので、ちゃんとしてもらいたい。

それと、かなり基本的な質問も、市長が答えていただくんじゃないかなという質問もしたつもりなんですけど、誤解があってはいけないんで、下水道をやらんでいいというようなことは、僕は一言も言ったことはないんでね。前の議会の中でも、議員さん、我々の同僚が一生懸命なって合併処理浄化槽に対しての補助金も一定政策化したわけですので、そういう地域に合った処理をやれば、30年じゃなしに入れたいという人は補助金——これは100%補助をしてあげれば、もうすぐいけますよ、これ。そしたら相当進みますし、市場地域の市民との懇談会の中でも意見出てましたよね。何で下からそんなことやんねと。上から水は汚れていくんだらうという話も、当然の疑問としてあったですよ。

だから、上の方からやる方法は、小型合併処理浄化槽であれば可能でしょう。しかも、山間部にほとんどくっついとる新興団地は、ほとんど整備済みなんですよ、これ。そこらをもう少し市が責任を持ってやれば、一挙に普及率も高まるし、自然の摂理からいっても上の方できれいになるわけですから、そういうものをもう少し弾力的に組み合わせながらやるべきじゃないですかということを含めて私質問しとるんで、それに対して答弁はちゃんとやってくださいよ。

30年というのは、ほとんどやらないというのと同じような答えと思う



んですよ、最後まで。30年というたらどれぐらいのスパンかわかりますか。堺の臨海工業地帯に入った新日鐵なり日立というのは、もう引き上げてないんですよ、今。あれ、20年なんですよ。あれだけ華やかにやって海を埋め立てて工業化したのが、20年たったらもうあのビッグ企業はないんですよ、あそこに。それぐらい時代の流れというのは、10年とか20年すごいですよ。

今、我々が30年というようなスパンで取り組んでる事業が、果たして今の概念で進めるかどうかというのは、その歴史を振り返ってもわかるでしょう。そんなのんきな、今地球問題が地球レベルで大変問題だと。もう自然はほとんどないよと言われてるとき、30年間我々が一番簡単に出しておる生活排水の処理ができないというようなことは許されますか。

しかも、私がこういう議論をしてたら、うちの団地の近くには、小山君が下水道に反対するからそこだけ抜かしとるんやでといううわさが広がった。いや、笑い事じゃないですよ。それはだれかがどこかで意図的に言わない限り、そういう情報なんて流れませんよ。だから、私がまじめに本当に早く下水処理をするべきだということを言っとるのに、あいつは下水に反対しとるんだ。そら、今の泉南市のやり方の下水に反対しとるだけであって、（成田政彦君「反対しとるのと違うの」と呼ぶ）あんたか、それを流しとるのは。いや、成田君が僕の横で、やっぱりそれは反対だろうと言うから、そんなことを短絡的に言うもんじゃないですよ。

そういうことで市長、それはちゃんと答えてください。私、単に下水道に反対しとるから言っとるんじゃないですよ。そういう1つの背景を言っただけで言っとるんですから、もう少しまじめに答えて、国のそういう一方的な1つの方法を押しつけるやり方というのは、僕はまずいと思いますよ。そういうことはちゃんと答えてください。先ほど言ったことをね。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の再度の御質問にお答え申し上げます。

まず、消費税の還付につきましては、私ども下水道は特別会計でございますので、特別会計に直入ることになってございます。（小山広明君「どこから直に入るの」と呼ぶ）大蔵省から入ってきます。

次の補償補填及び賠償金でございますが、これは賠償金は一切ございません。すべて補償補填のところになってきます。

それと、下水道の整備については上から行ってはどうかという御質問でございますが、私ども行っております公共下水道につきましては、下からするのが一番合理的だと判断いたしております。それで、現在泉南市では環境部局ではございますが、小型合併浄化槽の施策も行っており、これについては山手の方から進めておりますので、両方から頑張っていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

〔小山広明君「市長は答弁しないんですか」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 下水道というのは、非常に息の長い仕事でございますが、前はたしか30年という長いとおっしゃるわけでございますが、以前は下水道100年と言ってたんですね。大阪市内なんかも明治時代からやっております、やっと100%。その後下水道50年というふうに言われておりました、今は大分スピードアップされまして、一般的には大体30年ということになっております。その中でできるだけ早くスピードアップして努力するというのは当然でございますけれども、しかしながら、膨大な費用と時間とかかる話でございますので、着実に進めていくというのが大事かというふうに思っております。

それから、御指摘いただきました将来計画外のところですね。いわゆる調整区域等につきましては、御指摘いただきましたように、本市におきましても合併浄化槽の助成をいたしておりますし、またそういうことの普及にも努めてるところでございますし、また市街化区域内でも、下水道が到達するまで時間がかかるところも、その適用範囲に加えておりますので、下水道を本流として、あとそれを補完するという意味で合併浄化槽との組み合わせでやってまいりたいというふうに思っております。小山議員さんの持論とは私若干違いまして、合併浄化槽というのはあくまでも補完する施設だというふうに考えておりますので、できるだけ早く下水道を普及できるように最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 市場大発団地がそういう意味で外しとるんでないというようなことは、市長から明言してもらいたかったですけどね。大変私は言いわけというんか、真実を説明するのになかなか市民に伝えにくいん

ですね。同僚議員でも、やっぱり反対やないかというやじが飛ぶような難しい問題なんです。市の政策に反対することが、あたかも事業そのもの全体に反対するように曲解されるというのは、大変議論をしにくくするわけですから、そういう誤解があるのは市長としても責任を感じて、この場でそういうことでは決してないんだと。こういうわけではしていないんだというようなことぐらひは、私ちゃんと言っとるわけですから、答弁の中でももらいたいと思うんですね。

それから、3分の2はおわびしますというから、それでいいことはいいんですが、予算書も全部こういう書き方をされとるんですね。3分の2というのは何で3分の2なんですか、これ。3分の2と2分の1とはえらい違いでしょう、金額が。それはちゃんと説明をしないと、ちょっとわからないですよ、これ。

ほかの議員からも質問があって、国の補助がどれぐらいあるかという説明の中に、国がたしか2分の1という説明しとったと思うんですね。府が4分の1か何かですか。市の持ち出しは大変少ない印象を与える答弁されとるんですね。今回でも当初予算なんかでも国の補助11億に対して、市債、一般会計繰り出しを入れますと23億という予算が上がってますでしょう。これ、実際言うことと実際お金が精算されることは、全然大きな開きがあるでしょう。これはやっぱり誤解を与えるわけですし、国が金を出してやれと言ったって、一般会計がこれだけ出さないかんわけですから、そら国が何ぼ出す言うたって、原資なかったらできないでしょう。

だから、そういうところはもう少し実際の負担はどうなんだ、そして市の財政からいったらこれぐらいの整備、進捗しかできないというようなことを明確に言わないと、その2分の1論では30年でも無理ですよ、そら。市の膨大な負担、現在でも120億、一般会計ずっと長い歴史があって230億でしょう。わずかな年数で120億超えてしまとるんです、もう。償還だけで4億超えとるでしょう、もう既に。使用料何ぼですか。そんなもん絶対普通の会社倒産ですよ、こんなもん。ほとんど収入ないのに、もう償還始まるとるんですから。あなた将来の人が負担してくれると言うけど、将来じゃない。もう今負担しとるんじゃないですか。今使ってる人が、公債費がもう払えないんでしょう。この公債費、どこからやとるんですか。公債費で公債費を払とるんでしょう、これ、ある意味で。原資ない

んだもん。

だから、こんなめちゃくちゃな、そら早くやった方がいいというような論はあるけども、お金考えたら絶対やれない、このまま。だから、一日も早くやる方法をやるべきだということを僕は提案しとるんだから、市長が実態わかっておられて言うとは思うんですが、調整区域から進めてまして、調整区域で合併処理浄化槽が何基据えたか言えますか、これ。そんなたくさんいってないでしょう。

だから、それはほんとに市長が下水に力を入れ、基盤整備をやるというんであれば、少なくともこれからつくるトイレについては、合併処理浄化槽を義務づけるというぐらいの政策を出しても、だれも社会的に批判を受けませんよ。しかし補助金でちゃんと補てんしたたらいいんだから。琵琶湖やっとするでしょう、滋賀県は。もう今単独浄化槽で雑排水をそのまま川に流すというようなことは、犯罪とは言いませんが、将来の人たちにとっては犯罪ですよ、こんなもん。それぐらいのきちっとした政策を出すべきじゃないですか。そして下水道事業というのをやるべきであって、何か国のやり方に追随してやって、30年とか40年とかいう議論をしとって、現実的でないですよ、こんなもん。

それで、私は、岬町から阪南市からのを具体的に言っとるのに、市長は一言もそれに答えてない。なぜ岬町や阪南市の下水を生で持ってきてここで処理をするのか。市民納得しますか、そんなもん。阪南は阪南でやりなさいよ。岬は岬でやりなさいよ。樽井や岡田の漁場に流れるわけでしょう。基本的には汚れはどこかへ持っていかないかんわけですから、そういうこともきちっと私指摘して質問しとるんだから、市長もやっぱりそのことに——考え方が違うのはよろしいよ。市長が正しいということをちゃんと理論展開してくださいよ。3分の2についてはちゃんとやってください。私、そのことで議論したいんですから。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、3分の2の件でございますが、これは当初予算書では3分の2と2分の1の起債があらうかと思えます。これにつきましては、3分の2につきましては、地域改善事業に対する補助率でございます。2分の1につきましては、一般事業でございます。

それと、下水道事業に対しての補助割合等はいかなるものかという御質問だったと思いますが、事業のみで申し上げますと、仮に1億円の事業をした場合を例に御説明申し上げますと、国費が5,000万円、次に特例債と本債、いわゆる起債でございますが、これが4,400万、府貸しが570万、一般財源が30万ということになってきます。そのような観点から、単年度の事業といたしましては、今説明いたしましたとおり、一般財源がごく少額で済むわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、下水道事業は何分長期に係る事業でございますので、いわゆる起債で後年度の方々にも一定の負担をしてもらうのが合理的ではなかろうかと私ども考えておるようなところでございます。

それと、阪南、岬の汚水までなぜ泉南市で放流するのかという御質問もあったと思いますが、これにつきましては、大阪府におきまして3市1町合同で処理するのが一番合理的だと判断し、泉南市もそのような観点から共同で下水の処理を行っているのが実情でございます。

以上でございます。

〔小山広明君「理論では1億5,000万でも、実際の数字を言いなさい、実際の数字を。予算も上げとるやないか。こんな数字と違うでしょう。1億円で5,000万も出てますか。済みませんね、議長。全部してください。実際のは何ぼと聞いとるんやから、そんなもんあんた方の数字ですよ。予算書を見なさい、予算書、決算書を。そんなんになってないでしょう。そんなん補助基準やないか。補助基準をあんたオウム返しに言うただけやないか。何で実際にこんなに少ないんや。11億円の23億円とか言うたでしょう、具体的数字を議長」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっと趣旨が伝わってないようなんで、伝わってなかったら、そちらから問うて答弁してください。時間がもったいないからね。私、あなたが1億円のうち5,000万国費や言うとるんでしょ。しかし、あなた方が出している予算書なり決算書、そうってますか、精算なり予算が。そこを私は聞いとるんだから。ことしの予算書でも11億円の補助金ですわ、国のね。それに対して何ぼ出てます、これ。市債が16億、国庫支出金が10億9,000万円、繰入金が6億7,000万円、全然

違うじゃないですか。繰入金で、これ一般会計から出しとるんでしょう。市債というのは、これ借金でしょう。それ合わしただけで22億もなるじゃないですか。だから、この数字と物すごく大きな開きがあるから聞いとるんですよ。それで、あなたはさっき地域改善事業が3分の2だと言ったんでしょう。地域改善事業というのは、いわゆる同和地域に工事をする場合には3分の2の補助がおりるという説明なんでしょう。だから、そこをはっきり言ってもらわないと、あとの私の展開できないわけやから、それは何ぼなんだと。大きいんですから、2分の1と3分の1、全然違うでしょう、金額が。そこをちゃんと説明しないとわからない。そういう質問をしたはずですよ。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、現在提案いたしておりますのは補正予算でございますが、当初予算の件の質問だったかと思うんですが、何か私聞いておりますと、補正予算と当初予算、もうごじやごじやで質問されてるような気がするんですが。それで私、ちょっと理解ができなかったようなわけでございます。

それで、補正予算で申し上げますと、先ほども言いましたように、81ページをごらんいただきたいと思います。国庫補助金が1億採択されておりました、工事費が1億5,000と補償補填が5,000、合計2億になっておりました、先ほど私、1億の例で御説明申し上げましたが、すべて符合しておると、このように考えております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、あなた、それで本予算と連動してこの事業というのは動いてるんじゃないですか。だから、あなたの言う1億なりそういうバランスと実際のバランスと全然違うでしょう。そしたら府貸しというのはどこにあるんですか。何も言葉じりをつかまえて言うつもりは全然ないんだけど、一般に言われておる2分の1国の補助だと。市債がこうだ、一般会計がこうだという説明と、実際下水道会計が動いとる金額のあれは違うでしょう、バランスが。そこを私聞いとるわけやから、私、初めからその数字を全部上げて言っとるわけやから、矛盾してないでしょう。そんなことで議論が進みますか。

あなた、言ったらいいじゃないですか。国の補助は確かに建前では2分の1だけども、補助という基準があって、関係が少なくなればそれは補助の対象になりませんと。そういうことがいろいろと積み重なって、最終的には予算なり決算でいえば国の補助は3割で、市の実質的な負担は7割になるとか、そういうようなのをやらないと、我々認識できないじゃないですか。あ、国が半分あるんだなど。市債いうたって、それは全部市の負担ですから、市民の。交付税で何か繰り入れられるとかいう説明もしとるんだけど、交付税の明細の中に、これは下水道の補てん分だという説明は1回もないですよ、私議員になってから。

それで、あなた方もそれはなかなかやりにくいということをやるとるんだから、やりにくいようなことをあたかも合理的に説明できるように答弁するのも問題ですよ。何でこれだけ交付税が引き下げられてまんねん。そんな国なんか交付税を出すときには粹決まっとるわけやから、それを3,300か何かの市町村で分けるでしょう。原資が決まっとったら、そら名目はどうするかわかりませんが、交付税は現実的にはどんどん下がって、赤字の原因は交付税が下げられたんだとまで言っとるんだから。全然話の矛盾が違ふし、ごまかしですよ、市民に対しても議会に対しても。

だから、そこをちゃんとこういう議論の中では、パッと言うたら、それは見解——見解というよりも実態がわかるわけやから、そこからは意見を言えるけど、あなたがあくまでも1億やとか2分の1やとかだけの議論では、実態がわからない。さきの質問者にもそのことだけ答弁してあんた下がるとるから、僕ごっつい不満やったんや。

確かに、国の基準は2分の1だけども、実際上の運用に当たっては結果的にはこうだということをやらないと、財政問題がどう響くのかというのはわからないから聞いとるんだからね。我々議員がどういう意図で聞いとるかを踏まえて答弁してもらわないと、今みたいに鼻くくったように、あなたが補正予算だからそれで答えましたと。そんな答弁やったら、何のために私一生懸命血圧上げて言うのとるかわかりませんよ。ちゃんとやっぱり丁寧に答えてください。我々は問題点さえ明らかになれば、それはそれでまた違う議論ができるわけですからね、入り口論でそんなことをしないでくださいよ。

それから、3分の2の地域改善の方法も答弁がないんですけども、同和

地域のものでしょうか。そしたら、それは例えば今年度予算でいえばどれぐらいの割合でその3分の2の対象があるのか。そして、それは3分の2になったとこで、一般地域をやるよりも市の財政にはどれぐらいの貢献をそれはしとるのかということもきちっとやってください。これは大きな議論されとることですからね。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 再度の御質問でございますが、3分の2の地域改善事業につきましては、8年度全体で申し上げますと2億7,000万円の事業費でございます。

それと、今回補正で2億をお願いいたしておりますが、一般では20億3,800になってございます。

それと、先ほど言われました国庫補助金等の内訳はそのとおりになっていないのではなかろうかということでございますが、先ほども御答弁申し上げましたが、事業費のみで申し上げますと、私先ほど来説明しておるとおりになってございます。

小山議員御指摘の、それならなぜ一般会計からの繰り入れ等が要るのかという御質問もあったと思いますが、事業費のみだけではなく、私ども特別会計といたしましては、人件費、維持管理費等いろいろなものが要るわけでございますが、それらの分につきましては、一般会計からお願いしてのような状態になっております。

通常普及率が上昇してきますと、使用料で維持管理費を賄うのが筋でございますが、現在私どもでは建設途上で供用開始の面積もまだ少のうございますので、一般会計の方でお願いしているということになってございます。

以上でございます。

〔小山広明君「議長、もう最後でいいです」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） あと答弁もらえないわけですから、ちょっと誤解がある質問になるかもわからないんですが、補助対象の工事規模というのは決まっとるわけでしょう。下水道はそれだけで下水道整備ができるわけじゃないですわね。100%単独でやらないかん事業費もあるはずですよ。下水道事業というのは、あなた、大きな補助対象になる管だけで成り立つ事



業じゃないわけやから、そういう枝管、いろんな細い管も含めてトータルの下水道事業ですから、それがあなた方の予算書にも決算書にも出てくるわけですし、事務費かて、当然その事業をやるためには事務が要るわけですから、そういう点では下水道をやるときに、2分の1も国の補助金は率としては出ないよということになるわけでしょう。むしろそちらの数字の方が大事なんですよ、実際お金要るわけですから。

だから、そういうものを明確に出してやらないといけないのと、それから地域改善事業ということで特別な補助枠があるということは、長い歴史の中で差別を受けてきた人たちが、ただのほほんこの事業が認められたわけじゃないですよ。そら血のにじむようないろんな運動、働きかけがある中で国の政策になったわけですね。

そういう中で、その地域にある事業については、下水道だけじゃないですよ。全部が特別な国の財政的支援があるわけでしょう。そういうことも全部グロスにして、あたかも同和事業というのが市の財政を圧迫しているようなものを市民にもこういう議場でも展開をする、そういう説明をせずにですよ。そら、私からいえば意図的な差別心をあおるような発言だと思うんですね、僕からいえば。

だから、そういう特にデリケートな差別問題について、量的に言えば被差別部落でない人たちが圧倒的に多いわけですから、量がね、人数からいえば。そういう人たちにそういう間違った情報をどんどん流すというのは、差別問題を解消していくという方向じゃなしに、むしろそれは差別状況を利用して、むしろ問題な発言だと僕は思うんですね。行政は、きちっとそういうことについてはちゃんと説明をする責任がありますよ。言う人は言っとるんだから、戸を立てられないわけですから。そういう点で、やっぱり行政はそういう面については、特にきちっとした説明をするべきだと思うんですね。

そういうことを私切にお願いをして質問を終わっときたいと思いますが、市長にはぜひそういう私の住んでるところで誤解のうわさが流れて、大変私苦しい立場にあるんで、ぜひ市長はそういうことでは絶対ないと。そんなことであの地域が外されとるんでないということぐらいはちゃんと言ってもらいたい。言わないということは、何か私にとって不安なんで、ほんとにそうかいなと思うんで、そんなことはしないと思うんで、それは最後に

市長、見解をきちっと言っておいてもらいたいと思うんですね。そんなことで行政は進んでおるはずじゃないと思いますから、よろしく願います。それで終わっておきますけど。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 下水道に反対されておられる小山議員が住んでおられるから、その地域はおくらすとか、やめやとか、そういうことはございません。ただ、従前から私、小山議員のいろいろこの下水道問題に取り組む考え方ですね。ある意味ではわからないわけではない部分もあるんですけども、やはり基本的に下水道と合併浄化槽という受け持ち範疇が違うということを御認識をいただいて、ぜひともお考えを、下水道に対する温かい御理解を賜るようお願いを申し上げたいと思います。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 予算に沿って御質問をしたいと思います。

84ページ、工事請負費1億5,000万とそれから補填補償5,000万、この中身について、まだ具体的に、また詳細に聞いておらないんで、本会議ですから許せる範囲で、時間もありますから御答弁をいただきたいと、こういうふうに思います。

それから、当初やはりこれだけの2億になる事業ですね、これが予測できなかったのかどうか、その点ですね。総事業費30億を超えているわけですがけれども、比率からいっても2億の事業というのは膨大な事業ですがけれども、一般事業で2億の事業をやろうということになれば、大変なことになっていくわけですから、その辺の必要性が当初に十分に確認できなかったのかどうか。その辺の必要性がなぜ出てきたのか、その辺を特に強調してお示しをいただきたいなど、こういうように思うんです。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、84ページの工事請負費1億5,000万円の着工場所等について御説明申し上げます。

私ども岡田地域の面整備を現在行っておりますが、今年度末で約5ヘクタールになる予定でございます。ところが、現在のところまだ供用開始が図られておらないような状況でございますので、一日も早い供用開始を打ちたいと部内で種々検討いたしており、また国に対しても補助金の要望を

してまいったようなところでございます。先般、国の方で補助の採択がされましたので、早急に岡田地区の供用開始を図るための幹線管渠を埋設したいと思っております。場所につきましては、防波堤より海側、いわゆるりんくうタウンの中でございまして、市場岡田線の角より大阪側に約300メートルぐらい施工したいと考えておるところでございます。

それと、補償補填及び賠償金の5,000万円でございますが、先ほども御説明申し上げましたが、府道敷、市道敷を掘り返すわけでございますが、通常私どもそれらの関連業者と事前に協議をするわけでございますが、何分土の中でございますので、試掘をした結果、かなりの設計とのばらつきがあるというような現実がございます。そのため、今年度も約15件の工事を現在発注しておりますが、ほとんどのところで設計よりも余分な移設等が必要になったため、増額のお願いをしているような次第でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私の聞き方がまずかったんかもわかりませんが、当初で当然岡田地域の面整備については予算を組んでおられたわけでしょう。組んでなかったんですか。2億ですが、こういうのは当初の予算の中に2億は組み込まれていなかったのかどうか。そういうことの兼ね合いを聞いたわけです。当然、岡田地域の面整備がおくれておれば、当初で一気に呵成にやってしまうと、早期に国庫補助をあおいで。あるいは国庫補助がつかなかったからその分だけおくれておって、ついた時点で予算計上したと、こういうことであればわかるんですが、私はもう当然当初から、この辺は岡田の面積がおくれてるんであれば、全面的にここの面整備を進めていくということで、当初で計上されておったというふうに思うんですが、その辺を聞いてるんですよね。なぜ2億が唐突に出てきたのか。見通しはその点でなかったのかどうかということを知りたいわけ、その辺に中心を絞って、再度私、わざわざ最後につけ足して聞いてるわけやから、もうちょっとその辺を明らかにしてほしいと。同じ質問2回やってるわけやから。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の再度の御質問でございますが、御指摘のとおり岡田地区の面整備につきましては、当初予算で計上し、1件の工事は既に発注済みで、面整備にかかっているところでございます。それ

と、今回の事業についても当初からの予定はできなかったのかという質問でございますが、当初より私どもも埋設の計画がございましたが、何分国費の調整に手間取りまして、先般国費の採択がおりたという時点でお願いしているような状況でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番（和気 豊君） それじゃ、ちょっと角度を変えて聞きたいんですが、岡田には府道が1つ、幹線、西鳥取吉見線というのが走っておるんですが、それと市道が岡田のあれは何番踏切になるんですか、西信の農協からずっと樽井に抜けられる道もありますし、その辺の府道なり市道が、岡田の中の面整備ですからこれを使えば合理的にやれるにもかかわらず——私はそういうふうに思うんですが、ところが今よくよく聞いてみますと、りんくうタウンの中の新設道路を利用してその中に管渠を埋設すると、こういう話なんです、その辺のことの合理性をちょっとお示しをいただきたいなと。なぜそういう必要性があったのか。やっぱりそれだけ要らん部分が長くなるわけですから。

それと、本来私どもが聞いているのは、やっぱり自然流下でいわゆる終末処理場まで行くと。ところが、そういうことになってまいりますと、埋立地はいわゆる既設市街地との関係で高くなっていると、潮位なんかと関係して高くなっているというのが、これは我々勉強してきたところなんです、そういう点では問題ないのかどうかですね。その辺なんかもあわせてお示しをいただきたいなと思います。

議長（山内 馨君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 和気議員の再度の御質問でございますが、岡田地域の面整備について概要を申し上げますと、何分岡田地域につきましては、町の真ん中を南海電鉄が通ってございまして、私ども現在での計画では、南海電鉄より海側につきましてはすべてりんくうタウン側に流す、また南海電鉄より上側につきましては市道沿いに流す、これですべて自然流下でより合理的ではなかろうかというような観点で整備しているところでございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 和気君。

13番(和気 豊君) 私はむしろそういう方が合理的ではないかと。なぜりんくうのいわゆる潮位の関係で高くなっているところへわざわざ自然流下を、僕は加圧が必要だというふうに思うんですが、その辺をわざわざ持っていくのかという、その辺の合理性をむしろ聞いたんですよ。あなたが今答弁された方が、私は普通考えて当たり前のことじゃないですか、合理的じゃないですかと。今の既設の府道西鳥取吉見線、それから市道、ここに幹線を入れて自然流下でやる方が合理的じゃないですかということをもっと私は聞いたんですよ。

ところが、りんくうタウンに今度管渠を入れるわけでしょう。それで2億の新たな予算、補填補償費も含めているということになってるわけでしょう。その辺の合理的な説明をむしろ聞かしてくださいと言うてるわけですよ。

議長(山内 馨君) 横江整備課長。

下水道部整備課長(横江一雄君) 岡田地区の流域管への接続の幹線のルートについて御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、ちょうど岡田の府道の斜めに踏切がございますところ、あそこを通すのが地理的には最も合理的ではございます。当初もそういう計画をしておりましたが、現実に南海との協議の中で踏切を斜めに管が横断するというのは、非常に軌道に悪影響を及ぼすということでなかなか協議が調いません。

それと、流域管に接続するマンホールは指定がございまして、踏切を渡ったところからまだかなり府道の中をはわしていく必要がございまして。ところが、先生御存じのとおり府道の中にはもう既に流域管が入っております。それと、泉南市で計画しております雨水の幹線、岡田浦幹線が同じようなところを通るということで、物理的に管が布設しにくいということがございまして、さまざまな要因がございまして、早期に岡田の供用開始を目指すためにも代替案が必要であるというふうに検討いたしましたして、先ほど白谷部長が申しあげましたようなルートが事業としまして最も最善であるというふうに判断いたしましたして、今回補正を上げさしていただいたところでございます。

以上でございます。

議長(山内 馨君) 和気君。

13番(和気 豊君) 今の説明でおおむねよくわかりました。既に西鳥取吉見線の下には公共下水道、それから雨水の管渠が入っていると。ただ、1つだけわからないのは、斜め横断が軌道に与える影響と。それは地下埋の関係とかあとの転圧、あるいはその軌道敷の下の基盤強化等をやればそれで済むことではないかというふうに思うんですが、南海さんの言われること、例えば長慶寺市場岡田線ですね。これなんかについても普通我々が考えた——素人ですからお許しをいただきたいんですが、非常にプラスアルファの加算額が多いように思うんですね。全体の事業費が非常に多いと。これはもう言われるままに、結局唯々諾々と応じなければならぬものなのかどうかですね。その辺がどうしても引っかかるんですね。

もっと言えば、JRの例の跨線橋のときなんか1億2,700万という非常な額が、普通であれば半分ぐらいでできるんじゃないかというふうに専門家の方も——私もちょっと知恵をかりましたけれども——言われておったように思うんですが、この議場でも私論議させていただきましたけれども、そういう相手が鉄道会社等になりますと、かなり向こうの無理を聞かなければいけない。こういうことは、お互いに公共事業ですから公共交通網、これを市域を通ってもらうことによって、我々も利便を与えてるけれども、それで企業も成り立っているわけですから、その辺はお互いに譲り合って、だれもが納得のいくような額でいかないのかどうか。

額の点でいえばそういうことなんですが、通常そういう基盤を強固にするという形で、むだな費用を算出しなくてもいいようなことにならないのかどうか。その辺のところがもしかわかっておればお示しをいただきたいなど。どうしても無理を聞かざるを得ない面があるんかどうか。言いがたい問題もあるとは思いますが、お答えをいただけたらありがたいと思います。

議長(山内 馨君) 横江整備課長。

下水道部整備課長(横江一雄君) 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、最も経済的な手法をとるように努力すべきではないかという御指摘でございますが、先生御存じのように岡田の面整備につきましては、まだ供用できないまま整備済みのところがどんどんふえております。整備できたところからもうすぐに供用開始すべくずうっと協議は行っておるわけなんです、なかなか協議が調わないと。非常に時間が

かかるということもございます。それと、先ほど後半部分で申し上げました物理的に管を入れるのが難しいというのが最も大きな要因でございます。そういう点から判断いたしまして、先ほど申し上げましたルートに決定した次第でございます。御理解よろしくお願いいたします。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———ないようでございますので、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 下水道特別会計の補正予算に反対の立場で御意見を申し上げますので、議員各位の御賛同をひとつよろしくお願いをいたします。

この事業が市の財政を全く無視した強引な事業導入であることは、再三申し上げてまいりました。関西新空港による閉鎖的な大阪湾の埋め立てによって、海が汚れることに対する言いわけ的な事業の導入でありました。そういう理屈からいえば、開港までにこの下水道事業というのはすべて完成をしておらなければならないものでありますけれども、そういうことは到底無理な話であります。

むしろこのような、泉南市のような自然の豊かな、市長も自慢する水、緑豊かなところでは、自然の浄化能力を最大限に利用した下水道事業というものが考えられるべきであります。そういう点について市民との十分なコンセンサスもない中で強引に導入されたことは、岬町や阪南市というようなところが一律に導入されておるところからいっても、上からの事業の強引な導入であることは言うまでもありません。

私は反対でありますけれども、財政の問題からいえば面整備ができたことを100%面整備を完了した上で次の事業に進んでもいいのではないかと思います。面整備が進んでも、供用開始が遅々として進まない状況の中でどんどん事業費を膨らまして、市債残高は120億を超える状態になっております。もう既に公債費の返還金も、元利金ではわずか6,200万円でありますけれども、利息分は4億3,500万円になっており、これはこれからどんどん膨らんでいくことは明らかであります。一般会計からの繰り入れも6億7,000万円を超えておりますし、1億円弱しか余裕のお金がないという中でこの6億7,000万円という金は、市の財政を大きく圧迫することは明らかであります。

もちろん下水道も大事でありますが、私たちが毎日使う道路や生活排水の整備も満足にしておらない状況の中で、いきなり大都会並みの大型下水道方式を導入すること自体、それは事業者のための事業と言わざるを得ない。日本の政治全体が国民や市民のためというよりも、企業にどれだけの仕事を回すかということに重点があるということが批判されておりますが、まさしくそのことを地方で展開しておるのが、この泉南市における岬町や阪南市、泉南市をまとめてやる大変大規模な事業であることが如実に示すものでありましょう。むしろ私は市長にお願いしたいのは、合併浄化槽の義務化でありましょう。また、ニュータウンではもうほとんど合併処理浄化槽がコミプラという形で完備をしとるわけにありますから、これらを市の責任ですることによって、下水道の普及率は一挙に数字がアップすることは明らかであります。

そのような視点から下水道の事業の根本的な見直しを求めて反対をさしいただきますので、議員の皆さんには勇気ある御判断をひとつよろしく申し上げます。一度始まった事業をストップしたり方向転換することは、なかなか困難であると言われておりますが、それをやらない限り今の日本の現状を救えないと思いますので、勇気ある御判断をひとつよろしくお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山内 馨君） 起立多数であります。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第3、議案第7号 平成8年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福



田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第7号、平成8年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計補正予算（第1号）について簡単に御説明申し上げます。

平成8年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、補正の内容でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ355万7,000円を追加しまして、1,553万円から1,908万7,000円とするものでございまして、増額項目につきましては、前年度の繰越金及び汚水処理施設管理基金定期預金利子の基金への積み立てとなっております。

以上、簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——小山君。

3番（小山広明君） ことしももう暮れ、終わりになってきたんですが、前年度の繰り越しというのはなぜ今の時点で上がるのかの説明と、それから積立金ですから、今積立金残高はどれぐらいあるのか。

それから、ほかの団地のいろいろな要望が出とる点についての計画、市の方針などひとつ御説明をしておいていただきたい。

議長（山内 馨君） 赤井衛生課長。

市民生活部衛生課長（赤井国一君） お答えいたします。

1点目の今回補正する理由でございますが、積立金を定期預金で運用しておりました利子収入が、ことしの5月22日に満期を迎えまして、それを基金へ積み立てるということと、それから前年度繰越金でございますが、7年度の剰余金、歳入から歳出を引きました剰余金が5月の決算で出ておりますので、その2点を歳出の積立金で補正をいたしまして、衛生費から汚水処理施設管理基金へ振り替えを行った後、9年度で基金へ積み立てるものでございます。

議長（山内 馨君） 基金の総額。

市民生活部衛生課長（赤井国一君） 失礼いたしました。

もう1点、現在の基金の積立額でございますが、現在の基金の積立額は1,767万7,419円でございます。この額につきましては、8年の5月22日に定期預金へ預け入れまして、現在運用中でございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えいたします。

他の施設でございますけども、現在といいますか、7施設があって、今引き取っておるのは砂川台でございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、今1施設だけこれやっとするわけでしょう。だから、早く要望のものにこたえて、やっぱり市で責任を持って管理をすれば、それだけにちゃんとした管理ができるわけですから、その辺の見通しも、今の答弁だと全くそれには取り組んでないようにしか受けないんでね。みんな強い要望があるわけでしょう。やっぱりそれは早くやって、こういう予算の状況を見ても、くみ取り料というのは、かなり市は一般会計からお金を出してやっとするんですよ。全く全部、100%利用者の費用で運営しとるんでしょう、これ。

そういうバランスからいっても、積極的に要望のある施設をとって、この会計そのものを市長が言われる、大きくすればそういう費用が安くつくという論理も1つあるわけですから、それはやっぱり早くとる方針をきちっとしてもらいたいと思うんですね。してないんですか、これは全然。これだけの積み立てるのも大事ですけども、やはりちゃんとした管理をしとると思うので、できれば現在の処理状況ですね。放流水がどれぐらいになってどうなっとなるのかということも、できたら説明をしといてください。

議長（山内 馨君） 竹中市民生活部長。

市民生活部長（竹中寿和君） お答えします。

泉南市団地汚水処理施設の移管に関する要綱というのがございまして、その要綱を満たした施設については引き取っておる次第でございます。今、新家地区2団地とそれから樽井地区1団地については、話し合い中でございます。

それから、放流水の件でございますが、今資料を持ってないので報告で

きないんですけども、法的にはクリアはできております。

以上でございます。

〔小山広明君「議長、もう最後にしときます」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、話し合い中であれ、何がネックになってできないのかということもやって、議会でも理解をせないかんとこもあるわけですから、こういう問題点であるというようなこともちゃんとぶつけて、一日も早く市が責任をとれば、我々議会でもチェックできるわけですから。民間でやったらほとんどできないわけですからね。市もどういう管理をしとるのか、私も不勉強で余りきちっとはわかりませんが、ほんとに市の職員が責任を持って管理をしとるのであれば、私、ここで質問しとるわけですから、課長あたりも後ろに待機していらっしゃるので、市が管理したらこうだということを議会にもきちっと示してもらいたい。積み立ててしまっただけ金を使わないわけですから、そういう点は絡みがあるので、今でなくても結構ですから、やっぱり市が管理しとるのはこれだけ素晴らしいというようなことを数字とかそういうデータで示してもらいたいと思いますね。

残りの団地についても、いまだに引き取ってないのは、基準を満たさないからということだと思うんですが、基準をもう少し緩めて、さっき言ったようにくみ取りは全部市がある程度補てんしとるわけですから、一日も早く引き取れば、それだけ市の持ち出しも少なくなるので、その辺はちゃんと問題点を公開して、みんなで早く解決していくようにする努力を原課の方でもしていただきたいと思いますが、市長、これはかなり大きな問題なんで、引き取りの問題については、市長もその対象の団地に住んでいらっしゃるんで、恐らく市長が住んでおるところはまだ引き取ってないんじゃないかなと思うので、そのことも含めて早く新しい団地の市の責任を持った引き取りを進めることは、政治的にもひとつ強く進めてもらいたいと思うんですが、市長、どうですか、これ。いつまでに引き取るというぐらいいのことは言えませんか。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） あと残りの団地のうち、自治会等で市に移管しないで自分たちで——自分たちというのは、もちろんその開発者を含めてなんですけど、自主管理をしますというのが砂川公園団地と八幡山でございます。

あとのサングリーン、いずみ台については、現在市民生活部と協議中でございます。それから、樽井のみずほ団地につきましては、移管をしたいという申し出がございまして、その詰めをやっている状況でございます。それから、楠台につきましては、これは自治会がもう既に管理組合をつくって自主運営をやっておられるわけですが、ここも移管の希望がございしますが、総じてその移管希望の中でネックとなっておりますのは、土地の無償提供という要綱の中の点、この辺がいわゆる開発者所有になっておりますから、そのあたりが大変難しいという状況でございまして、この辺について協議を行っておるという状況でございます。

私どもの方も具体的に市と、それから開発者、それと住民ですね、一緒になって取り組んでおりますので、決してほっておるというわけではございませんが、なかなか現実には難しい点がございしますので、十分至っておりませんが、さらなる努力をしていきたいと、このように考えております。

〔小山広明君「意見だけちょっと」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 小山君。簡潔に願います。

3番（小山広明君） 住民に直接負担がないと思うんですね。開発者の土地の無償提供になれば、これはやっぱりもう少し強力で——開発者が持ったって何もメリットないわけですから、そういうことだけがネックになっとるんであれば、もう少し市長がリーダーシップをとって、やっぱり市が管理すればいいのはわかっとるわけですから、住民が自主管理するのは大変ですからね、半ば公共的な施設ですので、本当に土地が問題になってとれないということであれば、私は市長は必ず開発許可の問題も含めて強力で事業者の方に説得をして、一日も早く移管をするようお願いをしたい、そのようお願いしておきます。それは間違いのないですね。土地がネックになっとるということが重要な問題だということについては押さえときますので、よろしく願います。

議長（山内 馨君） ほかにございせんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御

異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第8号 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。藤岡水道部長。

水道部長（藤岡芳夫君） 議案第8号、平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算につきまして説明を申し上げます。

議案書の95ページから99ページとなっておりますが、97ページについて説明を申し上げます。

まず、収益的収入の補正でございますが、その内容につきましては、款としまして水道事業収益1,046万8,000円を加え、14億153万8,000円にしようとするものでございます。

節の区分でございますが、材料売却収益で30万円となっております。内容につきましては、大口径用の水道メーター用の表示盤の売却収益ということになってございます。次に、受託工事収益で1,016万8,000円となっております。この内容につきましては、地下埋設工事を施工する場合に、水道管が支障物件となって水道管を移設する必要がございます。そういう場合に、原因者の方の費用負担で工事をするというようになっております。その実際の工事費用に人件費としての10%を加えまして、収入となっておりますというような内容でございます。

次に、98ページでございますが、収益的支出の方の補正となっております。款としまして水道事業費用1,099万4,000円となっております。これを加えまして、合計としまして13億5,640万4,000円にしようとするものでございます。

節の区分で内容の説明を申し上げます。まず、給料、手当、法定福利費、この3つを合わせまして150万円となっております。これは本年の4

月 1 日に実施されました人事異動によります人件費の増ということでございます。次に、材料売却原価でございますが、25 万円となっております。その内容は、先ほど収入の部で申し上げましたが、大口径用メーターの表示盤を購入する費用でございます。次に、受託工事費でございますが、924 万 4,000 円となっておりますが、その内容につきましては、これにつきましても先ほど収入の部で申し上げましたが、支障物件の工事の実費ということでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

**議長（山内 馨君）** これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**議長（山内 馨君）** 御異議なしと認めます。よって議案第 8 号は、原案のとおり可とすることに決しました。

1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 5 分 再開

**議長（山内 馨君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 5、議案第 9 号 平成 7 年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 21、議案第 25 号 平成 7 年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定についての以上 17 件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成 7 年度の各会計決算認定 17 件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、まず初めに監査委員より報告を求めます。監査委員 北出寧啓君。

**監査委員（北出寧啓君）** ただいま議長の許可を得ましたので、今から平成 7 年度一般会計及び特別会計の決算審査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定に基づき泉南市長より審査に付され

ていた一般会計及び特別会計等の決算について、平成8年8月12日、13日に黒須監査委員と上野前監査委員が審査を行いました。

この中で審査に付された歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は、関係諸帳簿と照合した結果、いずれも符合しており、その収支は正確であることを認めました。

なお、審査意見書につきましては、それぞれ別添のとおりお手元に配付いたしております。

甚だ簡単ですが、審査報告といたします。

以上です。

**議長（山内 馨君）** ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———質疑等なしと認めます。

次に、ただいま一括上程の各会計決算認定17件に関し、理事者から順次内容の説明を求めます。収入役辻 勇作君。

**収入役（辻 勇作君）** 議長のお許しをいただきましたので、ただいま一括提案されました議案9号から議案25号に至ります平成7年度泉南市一般会計及び財産区会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計でございますが、歳入決算額224億8,073万954円に対しまして歳出決算額は223億6,857万6,776円となり、歳入歳出差引額1億1,215万4,178円は黒字となりますが、翌年度に、すなわち8年度へ繰り越しいたしました継続費の繰越金8,876万4,992円と繰越明許繰越額が2,267万9,354円ございますので、これを差し引きいたしますと、平成7年度の一般会計の実質収支は70万9,832円の黒字決算となります。ただ、7年度単年度では590万182円の赤字となっております。

次に、樽井財産区会計でございますが、歳入決算額9億639万3,504円に対しまして歳出決算額は1億8,802万9,125円となり、歳入歳出差引額7億1,836万4,379円は、8年度へ繰り越しをいたしました。

次に、狐池財産区会計、信達市場（久堀池）財産区会計、馬場財産区会計、海宮宮池財産区会計、信達市場財産区会計、新家（大池）財産区会計、道光寺池会計、新家高野・野口（大掛）財産区会計、幡代財産区会計及び信達郷財産区会計の10財産区会計の決算につきましては、その数字等の

読み上げにつきましては、勝手ながら省略させていただきますので、何とぞよろしく御了承のほどお願い申し上げます。

次に、交通災害共済事業特別会計でございますが、歳入決算額 2 5 8 万 9, 0 4 7 円に対しまして歳出決算額は 2 5 7 万 9, 2 4 0 円で、その歳入歳出差引額 9, 8 0 7 円は、翌年度へ繰り越しをいたしました。

続きまして、国民健康保険特別会計について申し上げます。歳入決算額 4 0 億 3, 3 2 6 万 2, 6 3 3 円でございますが、歳出決算額は 4 3 億 9, 5 4 8 万 1, 6 0 8 円になっており、実質収支ではその差引額 3 億 6, 2 2 1 万 8, 9 7 5 円の不足となりました。このため、翌年度繰上充用金によりましてその不足額を補てんいたしました。

次に、老人保健特別会計でございますが、歳入決算額 3 9 億 3, 9 5 8 万 1, 3 6 6 円に対し歳出決算額は 3 9 億 4, 1 1 9 万 3, 5 0 0 円となりまして、実質収支において 1 6 1 万 2, 1 3 4 円の歳入不足となりましたので、翌年度の繰上充用金によりましてその不足額を補いました。

次に、下水道事業特別会計につきまして申し上げます。歳入決算額 3 7 億 8, 5 4 6 万 9, 7 2 0 円に対しまして歳出決算額は 3 7 億 6, 3 5 5 万 6, 7 2 0 円で、歳入歳出差引額 2, 1 9 1 万 3, 0 0 0 円につきましては、継続費及び繰越明許費といたしまして翌年度へ繰り越しをいたしました。

最後に、汚水処理施設管理特別会計につきまして申し上げます。歳入決算額 1, 8 5 4 万 2, 6 2 7 円に対し歳出決算額は 1, 5 1 8 万 3, 7 2 4 円になっておりまして、歳入歳出差引額 3 3 5 万 8, 9 0 3 円は 8 年度へ繰り越しをいたしました。

なお、各会計の事業別の明細書につきましては、決算書の 4 1 ページ以下にお示しをいたしているとおりでございます。

以上、極めて簡単でございますが、平成 7 年度の各会計の決算につきまして概要を説明させていただきました。何とぞよろしく御審査をいただきまして、御認定賜りますようお願い申し上げます。

**議長（山内 馨君）** これより各会計決算認定 1 7 件に関し、一括して質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成 7 年度各会計決算認定 1 7 件につきましては、1 2 名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにい



たしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって本17件の平成7年度各会計決算認定につきましては、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

さらにお諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会委員12名の選任につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

これより指名をいたします。平成7年度決算審査特別委員会委員に、1番 井原正太郎君、3番 小山広明君、4番 市道浩高君、5番 成田政彦君、6番 松本雪美君、7番 東 重弘君、10番 谷 外嗣君、11番 上野健二君、12番 真砂 満君、18番 上山 忠君、25番 北出寧啓君、26番 嶋本五男君の以上12名の諸君を指名いたします。

ただいま指名いたしました12名の諸君を平成7年度決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。委員各位におかれましては、よろしくお願いを申し上げます。

次に、日程第22、議案第26号 工事請負契約の締結について（市営前畑住宅B号棟建設工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第26号、工事請負契約の締結について（市営前畑住宅B号棟建設工事）について御説明申し上げます。

議案書は、追加議案書の1ページから11ページまででございます。提案理由の説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、市営前畑住宅B号棟の建設工事でございます。工事請負者は泉南市樽井二丁目23番20号、株式会社榊野組でございます。請負金額は2億9,505万円でございます。仮契約日は平成8年12月12日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付をいたしております。

また、以下2件の契約も同様でございますが、取引に係ります消費税等につきましては、今回の消費税の率の改定に伴いまして5%を適用いたしておるところでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたしまして、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——成田君。

5番（成田政彦君） それでは、議案26号について質問したいと思います。

1つは、このB棟の建物の中身について、どういう中身であるか、若干お伺いしたいと思います。1つは、平米数は大体何平米のが何戸あるのか。何DKとあるんですけど、まず畳は何畳で大体広さはどんなような広さであるのか1つお伺いしたいのと、それからこのB棟は、土地代を含めて大体1戸当たりどの程度の費用か。それと国、府、一般財源の中身、それからこれ、老人向け住宅としとるんですけど、これに対しての入居基準とか家賃はどのように考えられとるのか、また維持管理運営はどの程度考えられとるのか。それから、この老人向け住宅については、鳴滝地域以外の独居老人とか老人向け住宅についてはどのように考えられとるのか。

以上について具体的によりしくお願いします。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、市営住宅前畑B号棟の内容につ

きまして説明させていただきます。

まず、内容といたしましては、鉄筋コククリートづくりでございます。4階建てでございます、住宅は2DK、専用面積が55.3平米あります。今回の工事内容ですが、外構工事一式、エレベーター設備一式、電気設備一式、機械設備一式、それから造成工事一式でございます。ちなみに1戸当たりの内容でございますが、和室6畳、それから可動間仕切りつきの洋室になりますが、居間がございます。それと車いすでも対応できる流し台、もちろんお風呂につきましても手すり、トイレも洋式のトイレをさしていただいております。

続きまして、今回のB棟の建設工事費の内訳でございますが、国費といたしまして……（成田政彦君「総額から言って」と呼ぶ）総額ですか。（成田政彦君「土地代入れて」と呼ぶ）土地代ですか……。まずB棟の用地費といたしましてトータル1億6,923万4,386円となっております。ちなみに泉南市開発協会の買い戻しが11平米、それから泉南市土地開発公社の買い戻しが806平米でございます。

それと、財源内訳でございますが、住宅新築工事おきましては、国の方から標準建設費というのがございまして……（成田政彦君「いや、総額だから土地代と——土地代だけ違うやろ。先に総額を示してから財源別に言いなさいよ」と呼ぶ）総額といたしましては、土地代と建設費でございます。（成田政彦君「幾ら」と呼ぶ）ちょっとお待ちください。総トータルといたしましては、4億6,428万4,386円となっております。

工事費ですが、先ほど説明いたしましたように、国の方から標準建設費1戸当たりの単価が出ておりまして、その単価が1戸当たりにつきまして1,454万円の補助対象事業費となっております。そのうちの2分の1が国庫補助になっております。これが今回、地震等もありまして、国の方にも御無理を申し上げまして、基礎等にも特例加算をかけていただきまして、その特例加算が2,580万円——失礼いたしました。それと、先ほど言いました1,454万円掛ける16戸ですので、2億3,264万円になります。それにプラス、特例加算として2,580万円の加算をしていただいております。これが補助対象事業費でございます。その差が超過負担となっております。

この超過負担の問題につきましては、今回エレベーターを設置させてい

ただいておりますので、その旨計上させていただいております。補助対象事業費の残額は、100%起債となっております。ですから、市の持ち出しといいますと、2億9,005万円から2億5,844万円を引いた分です。この分につきましても、ただいま大阪府さんの方とも鋭意府費の対応をお願いに上がっているところでございます。（成田政彦君「もう一遍はっきり言うて。国と一般持ち出し、市債の持ち出し。もっとゆっくり言うて。国が二億数千万円であとは市の持ち出しが二億何万、はっきり……」と呼ぶ）

もう一度最初から説明させていただきます。

**議長（山内 馨君）** 成田君、資料で出してもろたらどうですか。言葉ではちょっと覚え切れない。

〔成田政彦君「そうですね、質問の材料だから資料で。大体わかったわ」と呼ぶ〕

**議長（山内 馨君）** じゃ、若野君、後でいいからね。

〔小山広明君「予算の中で議論しとる内容やから、本質的には。今度の契約というのは、予算の中で出しとるんやから」と呼ぶ〕

〔成田政彦君「黙れ。不規則発言するな。不規則発言するな。人が質問しとる……。ほかの質問に答えて」と呼ぶ〕

〔小山広明君「それはいかんよ。そんな質問やったら予算審議になる」と呼ぶ〕

〔成田政彦君「補正予算やぞ、これ」と呼ぶ〕

〔小山広明君「補正予算違うがな。契約や」と呼ぶ〕

〔成田政彦君「僕はまさに焦点をついとるんや。あなたと違うで」と呼ぶ〕

〔小山広明君「全然あっち向いとるよ。これじゃ、予算審議の意味あらへんがな」と呼ぶ〕

〔成田政彦君「答えてください」と呼ぶ〕

**事業部建築課長（若野和敏君）** （続）あと、残り御質問いただいておりますのは、入居の方法、それと家賃の問題だと思います。

入居の方法につきましては、せんだって部長も答弁さしていただきましたように、関係各位、特に健康福祉部さんとの調整等もございまして、今鋭意やらさしていただいております。

家賃につきましても、これも前回お答えさしていただいておりますように、新公営住宅法の改正等もありまして、その辺の調整が若干残っておりますので、今鋭意これもあわせて詰め段階に入っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

〔小山広明君「議長、議事進行で」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 今出されとるのは契約議案ですからね、契約行為においての問題点の議論は、僕はいいと思うんですが、今言った国費が何ぼやとか、それから入るときの基準がどうやとかというのは、本来予算の中で十分議論すべき問題ですね。これは若干触れてもいいとしても、資料を持ってこないかんというようなことまで議論するのは、私はおかしいと思うんですね。

議長（山内 馨君） 小山君ね、確かに小山君のおっしゃるように、今提案されているのは契約の問題でございますけれども、関連としては、やはり泉南市の負担はどうなるのかとか、そういう予算面も質疑の中に入ってきますので、それはできるだけ簡単にわかるようにすればいいわけですから、口頭での質問は長引きますから、それは資料で出した方が私は簡単にいくと思います。そういうことで処理……。小山君。

3番（小山広明君） いや、国費がどうやとか、それは予算の中で、当然予算と変わるとるわけじゃないでしょう。予算の中で説明されたことと変わってはないと思うんですね。だから、それを改めて契約議案の中でもう一遍議論するというのは、やっぱり問題だと思うんですよ。そこでしてないんだっただらした方がいいと思いますが、契約の段階になって、国費が何ぼやとかそういうことが明らかになる背景であれば、僕はしないといけないと思いますが、そういう予算の中できちっと議論されとることを改めて契約議案の中でそれを議論するのは、おかしいと思いますよ。意見だけ申し上げておきます。

議長（山内 馨君） だからして、契約のところで予算の審議になりますから、それを避けるためには、何も隠す必要ないんですから、こうなってますよという事実だけ資料として出したら、そのことは論議にはなりませんから、契約の論議ですから。そこにあってほしいと、私はそういうふうに思います。

〔林 治君「ちょっと議事進行について」と呼ぶ〕

14番（林 治君） 今、議案外だとか云々というようなことをおっしゃる方がおられますけども、契約でいわゆる入札によって金額が変わりますね。それによって実際上の単価が具体的に変わってくるわけですから、私は成田議員の質問してることは全く至当なことで、余りあれこれ言うことが、結局議会の運営を妨げて長引かすことになるんじゃないかと思います。

〔小山広明君「その言い方はおかしい」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） 私は極めて横道にそれず真っすぐに質問してますので、契約に関することについて、まずさっきの資料を出してほしいということと、やっぱりB棟に関するものでは、維持管理というのは当然聞いても、この建物に関しての維持管理費は、さっきエレベーターの話が出てきたんですけど、このエレベーターの問題も当然維持管理、家賃の中に組み込まれるものと思うんですけど、これについてはちょっとお答えなかったんですけど。

それから、老人向け住宅ですから、これは政策的な老人向け住宅として図られとるんですから、他地域についての老人向け住宅のことについては、これ以外には考えられてないのかどうかという質問についてもちょっとお答えがなかったんですけど、その点ちょっと、維持管理費の問題とその点について、これは再質問でなくて、答えがなかったものですので、ちょっとそちらに……。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 答弁漏れがございまして申しわけございません。

まず、エレベーター等の維持管理費でございしますが、今回市営住宅といたしまして初めてのエレベーター設置の棟でございします。そのエレベーター設置につきましては、当然ながら法定点検等の維持管理費が要ってきます。それプラス、やはり従来どおりの共益費的な経費も当然要ろうかと思えます。その分もあわせて今家賃の位置づけ等、それから入居方法、それ等を考えて今最終の詰めに当たっているところでございします。

それから、他の地域への老人向け住宅ということでもございしますが、これにつきましても若干まだ議論を残しておりますが、住宅再生マスタープラ

ンの中において、老人向けに対応できる計画ということで今マスタープランも一応そういう位置づけをさしていただいておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） それでは、今度建てられる建物は、いわゆる2DK、55.3平米ですから、泉南市の建物は、従来これは二種——これは住宅の法律が改正されまして、それはちゃんと御存じですね。住宅の法律が改正されて、今まで市営住宅、特に同和住宅の場合はすべて二種、低所得者向けの住宅でありました。今度、55平米ということですから、いわゆる収入基準もこれに変更が——国の場合だったら収入基準というのは、今度老人向けは55平米ですから、これが仮に一種になるとしたら、収入基準も変更されるし、より高い家賃へ、建物は一種に変わったんですけど、家賃の方も変わらざるを得ないという建物の性格になるんですけど、その点についてと、それから家賃の問題なんですけど、このB棟の場合は、今度初めて新しく建てる建物なんですけど、このB棟に関する家賃についての年収基準とか、そういう家賃の中の——具体的に家賃をきちっと決めないと大変な問題でしょう、これ、建物だけ建ててやるということについては。その点について具体的にどうなるとるか。

それは、今家賃は1,050円ですけどね、従来の同和住宅の維持管理費は、大体年間経費で例えば改修費用、それから修繕費用、それから共益費、そういう費用もろもろを入れて年間どの程度の費用がかかるとのかね。家賃については、334戸で1,050円ですから幾らかけても450万以上入らないんですけど——年間ですよ。維持費については、年間大体どの程度入るとのか。

それから、先ほど建物を建てるに当たっては国費が出ますわね。3分の2の国費が補助の対象になるんですけど、年間維持管理運営費、これはすべて単費なのかどうか。市の単費、年間かかっているのはすべて市の持ち出しになっとるのか、それもちよっとお伺いしたいんですわ。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） お答えします。

議員御存じのように、公営住宅法が改正されまして一種、二種の区別がなくなります。それと、以前の公営住宅法でありましたら、収入どうのこ

うのじゃなくて一定額の家賃を定めるということになっておりました。ですけど、今回の法改正によりまして、収入段階によっておのおの家賃が定められるという状況になっております。ですから、今までどおり、例えば現状でしたら1,050円でしたら1,050円の家賃がずっと続くわけじゃなくて、やはり収入に応じて——その法のもとでは、今8段階のランクづけがされております。その段階によりまして、その個々の家賃が定められることとなります。

新築の場合どうかという御質問ですが、当然ながら新築にも家賃の計算方式が明確に示されてきておりますので、その方向の位置づけができます。

続きまして、共益費が年間にどれぐらい要っているかということですが、ちなみに6年度から申し上げさしていただきましたら、6年度といたしましては——これ、共益費と言ってますが、光熱水費、それからいろいろ含まれております、修繕からいろんな意味が。それで6年度で1,111万2,000円、7年度につきましては919万5,000円、8年度の予算額としては561万5,000円計上さしていただいております。ちなみに6年度と8年度では半額以下になっております。これは下水道の接続によりまして、各団地にあります浄化槽の維持管理がなくなりました。よって550万ほどの減額が打てるようになっております。

それから、修繕費の内訳ですが、これも6年度から報告さしていただきたいんですが、同和向け住宅といたしましては2,042万1,000円、一般向けといたしまして132万8,000円です。7年度といたしましては、同じく2,225万円、それから一般向け住宅としましては251万円、8年度予算といたしましては1,724万7,000円、一般向けといたしまして248万4,000円を計上さしていただいております。

以上です。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） 4億6,000万をかけて、そのうち半分は市の持ち出しであると。建物そのものを建てるときは、国の補助が3分の2ついて——これは多分、国の補助が3分の2ついているにもかかわらず、土地代を含めると二億数千万円の一般の持ち出しがあると。それから、もう1つ、さっき建築課長は答えなかったんですけど、さっきの改修費とかそういうもろもろのやつは、全部単費なのか、国の補助があるのか、それは全部持



ち出しなのか、それを聞くのを忘れてます。それ、待ってるわ。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 申しわけございません。単費です。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） 4億で半分、2億は建物も市の単費持ち出しなんですけど、この年間維持運営費はどうかというと、公団住宅と比較しますと、本来これは補助費がたくさん出てますので、家賃そのものは、そんなに多く改定しても上がるものではないんですけど、いわゆる居住者が持っている維持管理費とか、それからいわゆる改修費とか、それから共益費、こういうものの構成は、普通は公営住宅の——建設省が定めてる公営住宅法によりますと、賃貸住宅の原価価格構成図で見ますと、公租公課とか修繕費とか管理費がすべて含まれて家賃を構成すると。

しかし、今日の1,050円という家賃は、家賃ではなくて一切こういうものは含まれてないため、先ほど指摘しましたように、私の試算によりますと、市からの表を見て平均したんですけど、平成元年度から8年度平均しますと、大体6,000万円ほどの年間維持費がこの住宅に出されてます。そのうち家賃収入が約430万ですから、この1,050円の家賃でも支払われてない人がいるんですけど、こういう建物を建ててもその1,050円の家賃の差額の分は、6万2,000市民が負担してると。このままいったら、行財政改革じゃないんですけど、市民に対する負担が非常に多いと。これでは、こういう住宅についての市民の理解が進めるのかどうか、私は非常に疑問を感じるところです。

その点について、この1,050円の家賃で年間これだけの維持管理は市の単独負担で賄っていかなきゃならないということが、果たしてこの住宅政策、市営住宅として今後どうなるのか。公団の場合だったら、52平米ですと家賃は年収——公団でこのA棟の方の対象者は、公団でいうと420万の年収の方で大体5万の家賃です。こういう人たちが住むような——ただし、これは新築ですからもっと高いんだと思うんですけど、まあ平均したらそのぐらいの家賃を私どもは負担しとるんですけど、そういう点を考えると、このA棟を建てるといって、老人向け住宅の維持管理費、それから周囲の住民、そういう人たちから見たら、この家賃の問題は、非常にやはり常識外の家賃じゃないかと私は思うんです。

その点について、市長はこの1,050円という——それからもう1つ聞きたいんですけど、この1,050円という家賃は、結局年収に関係なく、例えば年収900万あっても年収1,000万あっても1,050円で住めるんですか。それちょっと、あるのかどうか。

議長（山内 馨君） ちょっと成田君に申し上げますけれども、26号議案を中心にして御質問いただきたい。前畑の同和向け公営住宅全般にかかわるやつは、後でまた改修費とか出てきますので、その間でひとつお願いしたいと思います。若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） まず、家賃の件だけ先にお問い合わせいたします。

家賃につきましては、今の1,050円をこれからも将来ずっと一定額で引っ張っていくのかという御質問ですが、それは先ほど申し上げましたように、収入の状況に応じて何段階という形がもう国の法律で示されておりますので、その方向に合わせて検討してまいっておりますので、今しばらくちょっとお時間をいただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長に伺うんですけど、この老人向け住宅約4億6,000万、そのうち半分は市の負担があって、維持費も将来そういうことが予想されるんですけど、家賃の問題を含めてどのように市民の——これ理解されるのかどうか。計算したら家賃出てくるんでっせ、この国の方式でいったらきちっと。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 新公営住宅法が施行されておりますので、今回このB棟が完成する時期には、その新住宅法による家賃適用ということになります。それは先ほど課長が答弁いたしましたように、非常にきめ細かい、計算式的に出てまいることになっておりますので、そういう新しい家賃制度の適用という形になります。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうすると、市長の答弁によりますと、確かに今度国の——僕は国の法律というのは、我々公団住民にとっては賛成してないねん、これ。要するに家賃を高く値上げするために民間を導入する、そういう住宅政策ですわ。だから、公営住宅に住む者にとっては、我々の公団住宅の家賃も値上げするという、こういう法律ですけど、それは別として、

しかし、そういう点から考えても、余りにもこの1,050円というのはかけ離れた、そういう家賃であると。少なくとも最低維持できる家賃、そして負担できる家賃というのは、さっきの計算できる範囲では、私はできると思うんです。その点はどうか。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 旧来の家賃ですね、一般、同和向け含めまして改正の方向で検討いたしておりまして、その検討のさなかにその新住法が施行されましたので、それとの整合を図らなければいけないという部分が出てまいりまして、今細部調整をやっております。近い時期にまた議会にもお示しをして、あるいは関係者にも十分周知をさしていただいて改正をしてまいりたいと存じております。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） それと、A棟、B棟も老人向け住宅なんですけど、一般の老人向け住宅のこういうのは建てる気があるのか。それ全然答えられてないんですけど、その点ちょっとお伺いしたい。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 一般向けの老人向け住宅ということでございますが、先ほどお答えさしていただきましたように、現行のマスタープランの中に、よりきめやかな対老人向けというんですか、そういう配慮もさしていただくということで、一応の基本計画ですが、その辺も十分踏まえた上でのプランニングをさしていただいております。若干議論が残っておりますので、議論が何というんですか、解決されれば、これまたいろいろな御意見、それから御要望も聞かしていただいて、また御期待に沿える住宅ができると考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） そうしますと、一般向け、老人向け住宅というのは、大体ゴールドプランそのものがほとんど進捗してない状況で、老人向け住宅なんていうのは、一般ではほぼないと言っても私は差し支えないと思います。私は、このような老人向け住宅は、やっぱり同和向けだけでなく、一般の人たちも納得できるようなそういう施策でなきゃならないと思うんです。

例えば、独居老人の数でも、一般と同和地区の数の問題とか、そういう

ものもやっぱりきめ細かく調査して、そういう高齢者にも納得できるようなそういう老人施策でなければならないと私は思うんですわ。このような32戸特定の地域だけ、ある意味では至れり尽くせりの施設になっとるんですけど、こういうものが果たして部落解放に役に立つかどうか、私は非常に疑問に思います。どうですか、市長、その点。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 再度ちょっと、方針でございますから御答弁申し上げますが、先ほど課長が答弁申し上げましたように、市営住宅では建てかえを行う中で、約60戸増を計画しているわけなんですけれども、その中で障害をお持ちの方あるいは高齢者の方にも配慮した戸数がある程度確保していきたいと。これはマスタープランにも書いておりますからよくごらんいただきたいというふうに思います。

それから、大阪府にお願いいたしまして、市営ではございませんが、泉南特養の上に30戸シルバーハウジングを合築で建てていただくようにいたしております。これはもう30戸ということで、調査費を今府の方で計上して計画づくりをやっていただいております。したがって、何も一般向けについて持っていないということではなくて、もちろんそれも含めて検討をしております。

それから、御指摘ありました同和向けでそういう高齢者向けということでございますが、高齢者対策というのはこれからの1つの課題でございますから、当然そういうことを重視していった施策というのが必要であるというふうに考えております。

議長（山内 馨君） 成田君。

5番（成田政彦君） 市長、特別養護老人、これは府の施策ですわ。それは市長ね、市営住宅の問題は住民とはまだ合意してないし、市が勝手にマスタープランをつくったんですけどね、それはまだ市民とも合意のできてないことを施策だと言うのは、僕は言い過ぎだと思いますわ。それならこのようなお金があったら、もうちょっと市営住宅の人たちと話し合いをして、もっと彼らの望んだることを積極的に対応するのがほんまの政策だと思いますよ。そら市長ね、まだ市民とも合意してないことをそれが政策だと言うのは、私はちょっと行き過ぎた答弁ではないか。確かにあなたはそう思っとるんですけど、そのことはまだ住民とは合意なさってないんや、でき

るとも、そんなことはっきり言うけど。ただ、今市長が言うたのは、特養の老人福祉向け住宅、これはまあ府の施策としてやることであって、市として私は政策はないと思いますよ。違いますか。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その建てかえの方は、マスタープランというふうに現につくっているわけございまして、その中に障害者あるいは高齢者対応ということも明記をいたしております。ですから、それは方針として持っております。ただ、言われた入居者との話し合いというのは継続中ですが、我々としてはそういう方針を持っております。

それから、確かに府の施策ではございますが、これは府にもお願いをして、府ももちろんそういう高齢者対策というのがありましたけども、それがお互いの意見が一致して30戸つくっていただくということになったものでございます。

議長（山内 馨君） 成田君に申し上げますけれども、質疑も数回にわたりますので、できるならまとめて御意見等を含めて御質問いただきたいと、こういうように思います。成田君。

5番（成田政彦君） この老人向け住宅に関しては、1つは鳴滝以外の地域に対する老人施策の問題と、それからもう1つは家賃の問題、これは年間維持管理費を含めて膨大な支出が現在でもされとるし、さらにそういうことにつながっていくということと、それから必ずしも、さっきの財源問題を見ましても、半分は市の持ち出しですね。家賃の構成を見ますと、私が今言うとするのは、維持管理、運営費のことだけでも市が全部負担しとると言うとするんですけど、我々公団なんか家賃の中に公租公課、土地価格代まで含めて家賃構成がされとるといふ、こういうふうになつとるんです。

だから、この家賃構成から見まして、非常に一般財源の持ち出しが、これA、B棟含めたらおよそ9億近くありますので、4億近くの金がさらに持ち出しされると。これは財政を逼迫させるだけで、維持費も逼迫させるという点から見れば、到底市民は納得いかないと思います。まず家賃を改正すること、それからこの老人向け住宅については、やはりもう一遍考える必要があると、私はそう思います。

以上です。

〔成田政彦君「もう聞く必要ない」呼ぶ〕

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 出されとる契約で、泉南市も入札方法についてはいろんなことを考えるということもありますし、議論もされてきました。今回、3つ契約議案が出とるんですが、どのような改善をされたのか、そういう中で入札行為を行ったのかをまず基本的に聞いておきたいと思います。

それから、来年4月1日から消費税が5%になるということが、国民との議論、国会の審議もない中で、一方的に政府の意思だけで決まるようなことがよく批判されとるんですが、なぜ今この5%の消費税をやるのか、ここに難しいことが書いてありますけども、その根拠についても御説明をいただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、私の方から入札の制度の改善につきまして答弁させていただきます。

この件につきましては、以前のさまざまな契約の議会案件を通じまして御議論があったわけでございますが、1つ大きいのは、一般競争入札の導入という課題がございました。この件につきましては、今年度に入りまして平成8年6月14日に泉南市の制限付きの一般競争入札実施要綱を定めまして、土木工事については5億円以上、建築工事については10億円以上のものにつきまして、一般競争入札の対象ということで一定の要綱を定めておるところでございます。この内容につきましては、所管の総務委員会にも説明をさせていただいたというところでございます。

それから、業者のランクでございますが、従前はすべて非公開という形でやっておりましたが、今年度から自己アクセスと申しますか、みずからのランクにつきましては、御照会があれば公表していくという形にしております。

それから、指名のあり方、基準を客観的にという御要請もございましたので、これは平成8年5月8日付でございますが、泉南市工事請負入札指名事務処理要綱ということで一定の要綱を定めまして、その中で指名の方法という一定の基準を策定したところでございます。今後、まだ例えば工事保証人の問題等の項目もございしますが、さらにそういった点も含めまして契約制度の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

消費税の方は、担当課長の方から説明させていただきます。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 私の方から、消費税が今回の契約で5%ということで計上させていただいている件につきまして御説明させていただきます。

建設省の方から、平成8年9月の25日に建設大臣官房長から大阪府知事あてに、ちょっと文面を読まさせていただきますけども、消費税の税率の改正及び地方消費税の導入に伴う直轄工事等の取り扱いについてということで文書が来ておりました、標記については別紙のとおり地方建設局局長等あて通達したので、参考のために送付します。なお、直轄の市町村ですね、その旨を周知願いたいということで文書が参っております、それが泉南市の方に送付されたということでございます。

文面的にいけますと膨大な資料になってきますので、それを集約しますと、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律、これが法律第109号で、地方税法等の一部を改正する法律、これが111号で公布されまして、消費税の税率につきましては、御存じのように100分の4ということで、地方消費税、これが100分の1の導入を見たと。で、先生おっしゃいましたように平成9年4月1日から運用という形なんですけれども、経過的措置としまして、平成8年10月1日、これは指定日ということで、10月1日以降の契約締結につきましては、平成9年の4月1日以降にその物件の引き渡しが出てくる場合、それは5%を適用して処理しなさいという文書が来ておりますので、その文書を遵守しまして、今回の契約につきまして5%という形で消費税を掲載させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 余り論争のないところからいきたいと思うんですが、消費税の件ですね。もう1つよくわからない。いわゆる通達なんですか、建設大臣の。きょう発注するわけですから、何でも契約したときはまだ3%でしょう、現在は。4月1日から5%になるわけですから。泉南市の場合には、市の方針としても消費税には反対というようなことは、行政としても1つ線があるわけですので、通達とかいうことではなしに、やはり主

張るべきことはきちっと主張して、納めない、取らないということもできるんじゃないかなと僕は思うんですけどね。3%で契約できないのかなと。

内容的には4月1日から、これは工期が9年度にまたがりますから、よしんば合理的に考えたとして、今年度の分が何%で来年度の分が何%だから、その分については3%で超える分は5%とか、法律ですから僕は余りきっちり書いてないと思うんですよ。かなり解釈とか運用とかでやるんではないかなと思うので、どちらに立ってそれを解釈するかによってかなり変わるので、やはり全国の市町村が何でこの税金を、税金で成り立つ市町村が何で消費税を払わなあかんねやと。市の公費でですね。

そういう疑問は基本的にあるわけだし、そういう生活に関連するようなものについては消費税をなくせとか、いろいろやっぱりそういう議論のあるところですから、何で消費税を市が払うんかというようなことは、普通の市民の疑問としてもあるわけですから、問題提起の意味でも今年度の契約については3%でいくというようなことはできないんですか、これ。

行政マンとしてはできないでしょうけど、政治家として市長は、そういう消費税に反対だという意思をこういうときにあらわすと。別に間違っていないと思うんですよ。今年度まだ3%でどこでも物買うとるじゃないですか。よしんばそういうことであれば、3月31日で一遍工事を完工して4月1日から契約するとか、いろんな手法があるでしょう。この工事契約を通して市長の政治的な主張をアピールするというのもできるんじゃないんですか。余りにも国が言うてきたことに、はい、そうですか、ごもっともですということに従っとるんじゃないかなという思いを持つんで、これは市長にしてもらわんと、行政の方は通達に弱いでしょうから。

それから、入札の改善をということいろいろお聞きしたんですが、私が言ういわゆる抽せん方式ですね、くじ引き、これは談合といたってやりようないですよ、これ、みんなの見とる前でくじ引きしたらいいんだから。やり方はいろいろありますよ、笑っとるけど。合理的なやり方、くじ引きでやるということもありますよ。

私が考えた——余りいい頭ではないんですが、例えば10社指名すると。本当は、最初入札するのは5社でいいですよ。10社を一遍やって、10社をくじ引きするんですよ。そして、5社のくじ引きで当たったところだけ



が入札に入る有効業者だといえ、私は談合しようといったってできないわけですから、それは。今、全国津々浦々に談合しとるんじゃないかというのは社会問題になつとるわけですから、完全に防ぐことはできない。じゃ、どうしたら市民にも納得できるような入札方法をとれるかとなれば、私はくじ引きというのは、1つの考え方と思うんですよ。そら、公営住宅に入るんでも全部くじ引きでやつとるじゃないですか。

だから、私の言うことが、いや、ちょっとできないというんであれば、そういうユニークなことも提案しながら、やっぱり業者の方も談合しとるんじゃないかと思われて仕事をするのも嫌やろしね、市民かて談合しとるんじゃないかというのも行政不信につながるんだから、やっぱり制度的に、システムの的に談合が絶対できない方法を制度として考える必要があると、僕は思うんですよ。

だから、くじ引きの問題については前から提案しとるわけですから、基本的に私のくじ引き論をやっぱり考える必要があると思うんです。異論があったら、重里さん、言ったらいいんですよ、不規則で言わんでも手挙げてね。これは通告制でないんだから。重里さんは詳しいわけですから、ちゃんとそれは……（重里 勉君「何でおれの名前を出すんや」と呼ぶ）あなたが私にやじつとるからやないか。だから、あなた意見言ったらいいじゃないですか。あなたはもっといい方法があるのを知つとったら言ってください。でないとだめですよ。答えてください。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） まず、消費税率の方からお答えしますと、法律の改正がございまして、平成9年4月1日以降、国内において事業者が行う課税資産の譲渡等について改正後の税率によるということで、要は4月1日以降に工事の引き渡し物件を受ける場合は、要するに基本は5%であるわけですが、ただ工事の場合、かなり継続的にやりますので、経過措置としまして、昭和63年12月30日から平成8年9月30日までの間に契約した工事請負契約等に基づき、平成9年4月1日以降に当該契約に係る課税資産の譲渡を行う場合には改正前の3%というものがございまして、要は今回の工事は10月1日以降の契約でございまして、かつ当然4月1日までに終わる見込みがない継続的な工事でございますので、5%の基本を適用するというごさいまして、運用によってやっているということ

はございませんで、その通知の中で、非常にわかりにくいものですからいろいろ計数が示してございまして、こういうケースの場合には何%、何%というふうに絵をかいて示しておりますので、それを当然参考にさせていただいてということですが、基本は法律に基づいておるといふ御理解をお願いしたいと思います。

それから、くじ引きの問題でございすけども、やはり市の公共工事を責任を持って実施したいということでやっております、工事ごとにそれぞれの適合した業者を数社選んで、その中で適正な競争をしていただくということが、現在の制度の中では一番適合しているのではないかなというふうに考えております。ただ、その手続につきましては、先ほどから申し上げましたように、さまざまな改善は図っていかねばならないという認識でありますが、現時点でその制度を変えてくじ引きにするという意思は全くございませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 判断は採決でやっていきたいと思うので、そこを含めて答弁をきちっとしておいてくださいね。我々は答弁がどういうことかということも含めて採決をするわけですので、真剣に答弁していただきたい。

あなた、責任持った工事をするからというようなことを私のくじ引き論を批判することに使いましたね。だから指名業者、それをやれる業者というのは、たくさんおたくが指定したらいいんですよ。その中で指名業者を5社なり3社に絞るといふのは、どうして絞るのかといえば、市民に見えないでしょう。業者にも見えないでしょう。そこが問題になつてくるんですよ。だから、この工事やったらやれるという業者が何社かおるでしょう。その指名業者を何社にするかというのを、私はくじ引きでやるのが公平なんじゃないかというんですよ。

そうすると、入りようがないでしょう、人間の意図的なことが。だから、私はくじ引き論を言つとるのであって、何もやれない業者も全部含めてくじ引き論をやれと言つとるんじゃないんだから、よく聞いてもらって反論してもらわな困るんで、私が言うのよりもっといいのがある、今の制度はやっぱり問題があるといふのは、あんたも認めるでしょう、いろいろ言われとるのにこれで防げないということは。わからないわけやから。業者にわからないし、市民にもわからないわけやから。システムの絶対にそう

いうことができないようにするのは、業者にとっても必要だし、もちろん市民にとっても必要なんですよ。

それを私の言うのは一方からパーッと否定して、それよりも——よく言うでしょう。批判するだけじゃなしに代案を出しなさいと。我々よく言われる側ですわ、ある意味で。あなた方も1つの提起をしたときには、あなたの意見はこれで欠陥があるから、こういう案があるということを出してこそ議論がかみ合うんじゃないですか。もっと真剣な、入札方法については一生懸命議論して、いい制度をつくり出していくというのが議会じゃないですか。それに対して、あなたは木で鼻くくったように責任ある仕事をしたいから、当たり前じゃないですか。そのために、ちゃんと指名業者を、指定業者をつくっとるわけでしょう。その中から絞るときに、どうして絞るんですか、それ。それがいろいろわからないから言っとるのであって、それを私は提起しとるわけですから、一概に荒唐無稽な提案ではないと私思うんですよ。だから、そこはちゃんと真摯に受けとめて、より市民に信頼される制度を確立するべきだと思うんですよ。

何回言っても、あなたは真剣な答弁がないと私判断して、もう答弁要りませんけど。そういうことは、1回、2回の質問しとるときにやってくださいよ、後戻りできないわけですから。いや、もう一遍言わしてください、ちゃんとします言うても、もう遅いですよ、そら。次からの答弁に生かしてください。くどいことは言いませんから、採決の中で私は判断をしていきますから。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。——堀口君。

15番（堀口武視君） これ、議長、一括じゃなかった、これだけですか。

議長（山内 馨君） 一括じゃありません。

15番（堀口武視君） ないんですね。

議長（山内 馨君） はい。

15番（堀口武視君） ほんとは、次の議案が上程されたときに質問すればいいんでしょうけども、1点だけ指名のあり方について簡単にお聞かせを願いたいと思います。

今回のこの指名ですね、大現場説明から入札まで日にちはどのくらい置かれてやられてるんでしょうかね。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

現場説明会がB号棟につきましては11月の27日実施さしていただきまして、入札日がこの参考資料にも明記していますように12月の11日に入札を実施したということでございます。法的にも十分クリアしておりますので、御報告いたします。

議長（山内 馨君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 以前にこの議場でも大変問題になったことがあるわけですが、今回次の議案も含めて3億近い物件が3件上がってきてるわけでございますけれども、以前に業者が固めて2件議会物件をとったということで、この入札のあり方については見直しをすると、今後このようなことのないようにするという理事者の答弁が確かにあったように思うんでございますけれども、この入札については、そのような配慮はなされたんでしょうか、どうでしょうか。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） たしか平成7年の第4回定例会でございましたが、公営住宅の前畑6号、7号の改善工事で、全く同じメンバーで同一日の入札ということで御指摘をいただきまして、その際にこういう形の入札はしないようにしたいというお約束をしたところでございます。

今回の3件の議案につきましては、そのうち2件に指名されている業者がおるわけでございますけれども、メンバー的には同一ということではなしに、おのおの異なっておりまして、さらに工期の切迫という関係もございまして、過去の経過も配慮しまして、同日じゃなしに、非常に切迫しておりますけれども、1日ごとに入札日を別日に変えて実施したというところでございます。この分につきましては、なお問題があるじゃないかという御指摘もあろうかと思いますが、今申しましたように、工期等の関係もございまして、ぎりぎりの形でやったということございまして、今後は計画発注というものに取り組んでまいりたい、こういう最終的なしわ寄せの形で出てくることは今後避けていきたいというふうに考えております。

議長（山内 馨君） 堀口君。

15番（堀口武視君） 今、福田助役がおっしゃった話とは別件でございまして、たしか吉川助役の当時だったと思うんですよ。同じ業者が億を超える仕事ですか、それを同時期に2本続けて立て続けに取ったと、こういう

ことがあったと思うんです。この件に関して、今後理事者側としては、このようなことのないようにという答弁がたしかあったと思うんです。

今回のこの入札を見ますと、この3件の中でダブって指名された業者がかなりある。こういう入札でやると、今この不況のときにどの業者もやはり仕事が欲しいんですね。そうなってくると、今回はたまたま違った業者になっているようでございますけれども、同じような物件で2本立て続けにとられるという可能性は、十分あるわけですね。

今後、そういうことのないようにしますということが、たしか当時まだ吉川助役だったと思うんです。助役が変わると、そのことが伝わっていないことは、これは大変問題ですよ。やはり議会の中でそれだけ論議されたことは、馬耳東風じゃなくて今後のちゃんとした実践に移していくということではなかったら、何のために議会の論議がされるのか、この辺がわからなくなってくるからね。

だから、それは1つ僕は思うんですけれども、それともう1点、これは次のあれになってくるんですけども、実績なんですけども、大変でこぼこがある。参考までに一番最後の議案の中では、年間の2期の平均が1,400万ぐらいの業者がこの中に入ってきてると。上の方は、大きいのは——別としても同じような金額の工事ですから、120億というような業者があるわけですね。

この辺、こうしてダブって入れるんなら、こんな1,400万ぐらいの業者ならまだまだたくさんあるわけでしょう。その辺の指名の選定のあり方というのは、どのようにやられているんですか。

**議長（山内 馨君）** 福田助役。

**助役（福田昌弘君）** 今回の指名の考え方ということでございますが、3件ございますので、非常に業者数が限られてくるということでございまして、基本的には発注工事の予測金額ごとに対応のランクというものがございます。今回の場合、最初の前畑住宅についてはAランクが基本になっておりますし、あとの2件は一応Bランクということでございます。

この中で、一定特定の建設業の許可を持っておられるという形の条件を入れております。それで、数的には非常に少ないということで、2分の1を超えない範囲で直近下位の業者を入れることができると。これは要綱の中にもございますので、Cについては補足的に取り上げております。その

結果、あと現在 A ランクでも手持ち工事を持っておられるところ、これは除外しております。あるいは、同列といいますか、系列的に近いというような業者は、従来 of 慣行の中で 1 社のみということにしておりますし、また極めて直近に今年度の受注実績をお持ちのところも一応除かせていただきました。

その結果として、A ランクでは 1 2 社のうち、今の要件で除きますと 9 社、それから B ランクが 3 社と。C ランクは一応 7 社ございますが、C の場合は一応補足的ということでございますので、先ほど言われましたようになかなか金額的にも実績的にも下のランクになりますので、補足という形で全部入れるというわけじゃなしに、今後の予想されるいろんな発注が比較的 山側 に多いということも踏まえまして、海側の 3 社を入れまして、その中で割り振りをさしていただいたと。それぞれでバランスをとりながら指名しましたものですから、どうしても A と C が入ってるところがありまして、結果的には非常に実績にばらつきがある部分がございますけれども、私どもの設定しました条件としては一応クリアしてるということで、こういう指名の形になったということで御理解をお願いしたいと思います。

〔堀口武視君「議長、最後にしときます」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 堀口君。

15 番（堀口武視君） 事業内容がいろいろありますので、それはある意味ではやむを得ないところがあるかもわかりません。しかし、実績で 2 年通して、直前の実績が 1,400 万ぐらいの業者が果たしてこの 3 億近い仕事が可能なかどうかという 1 つの問題点もありますね。

それから、助役の答弁の中で、時期が切迫しているからというような話が先ほどもありましたけども、これは助役、理由にならんですよ。やはり計画的に——今も入札を聞くと、現説から入札までが約 2 週間。2 週間なら 6 週間あれば 3 件できるんですからね、それは助役、逃げ答弁でしかないと思うんですね。だから、それは物理的に不可能な話でも何でもなし、当然そうやるべきだと僕は思いますし、その辺はひとつ今後の入札に改めて福田助役の方から、指名のあり方、入札のあり方について決意のほどを伺っておきたいと。それで最後にしたいと思います。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 指名のあり方につきましては、毎議会を通じましてい

ろいろと御指摘を受けているところでございます。今も堀口議員の方から御指摘をいただいたわけですが、今後ともそういう問題のあるような形で実施しないように、早い目、早い目に計画的に発注の調整を行いまして、こういった形で一部重複があったり、あるいは連続して受注する可能性のあるような入札、指名につきましては、しないように努力をしまいたいというふうに考えております。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———嶋本君。

26番（嶋本五男君） ちょっと今の堀口議員の質問に関連しますんですけども、先ほどから助役の説明の中で、できるだけ工期との関係がある、そういう意味で業者を選んでいってるんだと。これはわかるんですけども、2社か3社がダブっておると。この中で、落札した業者——手持ち業者は省くと、こう言ってるわけでしょう。落札した時点で仕事があるわけですね。ところが、落札しながら次の日に、そこにまた指名に入ってるわけなんですよ。

そうすると、連続して2つ取る可能性があるでしょう。こういうことを避けなさいと言うてるので、前回も2つあったときには、問題がなされたわけなんです。当然、これは談合ではないと私ら見ておりますから、どの社が落札するかわかりませんね。ところが、その前日に2億何ぼのやつを落札して、その明くる日にまた指名を受けて、また2億何ぼの落札する可能性がありますね。仮に今言われた、Cランクを3社入れたと。この会社が2つ出たらどうするんですか。こういう問題が出てくると思うんです、極端に言うたら。

Cランクがどの会社か知りませんよ。知りませんが、そのランクが仮に2つ重なったと仮定したら、1つ落としたら次のときの入札は辞退すとか、何らかの方法はできるのかできないのか。仮に一遍指名してしまると、どの会社が落札するかわからんから、3つある中でダブるところが2社あると。これは指名の段階でわからんことですから、とりあえず入れたということは、それなりに理解できるんですけども、そのうちのダブってる1社が落札したと仮定しますね。9日の日に落札して、次の10日の入札のときには御遠慮願うとかいうようなことは、法的にも何もできないんですか。それをやらなければ、今助役の言うたのは、手持ち業者を除外すとか、あるいは工期の関係でと。能力のない業者が2つ落とす可

能性もありますよ。能力のある業者ならよろしいですよ。これはだれが見ても不思議に思うのは、先ほど堀口議員が指摘のあったように、2年間の平均が1,400万と。120億とか、同じランクの中でも一番最後に出てくるところは20億やっているところと1,400万。1,400万というたら、1軒家建てるか建てんかぐらいと違いますか、建築で。こんなんでも建築だけで食べてる会社ないでしょう、1,400万ぐらいのを1年やって。

それは別としても、今言うたような、仮に2社指名したとしても、1社その中のなにかが落札したら、次の指名を受けてても辞退するとか、そういうことは技術的にできるのかできないのか、その点だけちょっと。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま嶋本議員さんからの御質問でございますけども、そういう形で重複を避けていくということは、制度的には可能であろうというふうに思っております。したがって、今後そういうケースにつきましても、やはりそういうものをやっていくという形で考えてまいりたいというふうに考えております。それより以前に、そういう最終的な形にならないように、発注そのものを計画的にやっていくということが大事だと思いますので、まずそういう事態に至らないような形の発注の計画的調整というものに取り組んでまいりたいと考えております。

〔嶋本五男君「はい、結構です」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———島原君。

17番（島原正嗣君） 先ほど建築課長の方で御答弁いただきましたですね。多分、成田議員さんの御質問について御答弁いただいた関係ですが、特別加配という新しい補助の要件を出してきたわけですが、この特別加配という一定の解釈なり積算基準は、一体何を意味するのか、お答えをいただきたいと。

それと、今議論されているのは、同和向けの老人住宅でございますけども、一般の場合の補助率ですかね、そういう点についてももっと具体的にお答えをいただきたいなと思います。

それと、議案書の3ページの場合ですと、4階建ての16戸の住宅でございますが、この住宅全体が完成した場合に入居する方々の入居基準というのはどうなるのか。一定の選択基準があれば、お示しをいただきたいと思います。これが1点です。



もう1点は、先ほどの御質問と関連をいたしまして、私は別の視点でちょっとお伺いをしたいんですが、たしかことしの初めだったと思うんですが、建設省令として、入札参加資格の要件、指名の要件としては、現在までは事業所、会社に1人の技術者がおればいいと。要件を満たしておったわけですが、今後厳しく建設省の方としても、その現場、現場に1名の自分とこの会社で雇った、雇用した資格のある者を張りつけなきゃならんと、こういう通達が来てると思うんですが、指名の基準の場合は、そういうことのチェックまでして恐らくやられてると思うんですけども、それは今までですと、A社ならA社から借ってきて、その間ちょっと臨時でやってもらうとかいう方法もできたようでありますけれども、ことしの初めから建設省令として、自分とこの職員として採用して、あるところではほんとに採用しているかどうかという社会保険まで持ってこらして確認しておるようでございますが、そういうことができてるのかどうか、お答えをいただきたい。これが1点です。

それと、先ほどの御答弁で、これも同じく一般向けの老人住宅の今後のあり方について御答弁をいただいたわけですが、その答弁の中では、本市のマスタープランの中に老人向けもはまってるのと、こういうことですがけれども、これはきのう、おとといの論議の中では、払い下げしてくれという入居者が一応オーケーを出さない限りは、到底無理な話ではないかなと。したがって、現在の市長の任期中に、あるいは今世紀中にそういうことの可能性、老人向け住宅がマスタープランどおり建設可能なのかどうか、不可能な場合はどうするんか、こういうことも含めて一回御答弁をいただきたい。

以上です。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えさせていただきます。

先ほど島原議員さんおっしゃった現場、現場ごとの監督員の配置ということなんですけれども、ちょっと勉強不足であれなんですけれども、指定建設業の関係のことをおっしゃったんじゃないかと思うんですけれども、それは下請の関係で、たしか5,000万ですかね。それ以上の下請に回せるという形の法的なあれがございますけれども、先ほどから特定という形で御答弁さしていただいておりますのは、その指定建設業じゃなしに、一般的

にどういふんですか、資本金の額とか、これは建設業法の第16条、それから建設業法施行令で金額の制限があるんですけども、そういう形での建設業の28業種の中での特定という形での特定建設業という形で御答弁さしていただいていますので、指定建設業の分につきましては、その辺の位置づけというんですか——は、まだ泉南市の方では明確にしておらないと。実務的にですね。そういうことがございますので、その点御理解いただきたいと思います。

副議長（南 良徳君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） それでは、私の方からお答えさしていただきます。

特別加算の件でございますが、これは地域性、それから地質等によりまして、先ほど申し上げました標準建設額に、状況に応じて国費の必要性を認めていただけるということで加算をしていただいております。うちの場合には、地質等の条件もございまして、くいの部分としての位置づけとして特別加算をいただいております。

それから、同和向け外の一般向けの補助率ですが、これも2分の1でございます。

それと、入居方法につきましては、先ほど申し上げましたように、まだ若干調整さしていただきたい部分がございますので、今鋭意検討しているところでございますので、若干の時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

副議長（南 良徳君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 島原議員さんのマスタープランの関係でございますけれども、入居者の方々が、一般向けの住宅でございますけれども、払い下げの関係でマスタープランについて理解を示さなかった場合、建たないではないかということでございます。

我々としては、一応マスタープランをつくりまして入居者の方々に十分御説明をして理解を得るということの中で、現在考えております。ただ、若干時間は要するとは思いますが、今後とも理解を得るような形で早期に着工できるような努力を今後とも引き続きやってまいりたいというふうに考えております。

それとあわせて、マスタープランの中には老人向けということで、もう

一部対応さしていただいておりますけれども、先ほど市長の方からも答えましたように、シルバーハウジングと特養との合築につきましても、大阪府の事業でございますけれども、あわせて早期に着工してもらえるように引き続き努力をしてまいって、今後の高齢化に対する住宅施策として努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（南 良徳君） 島原君。

17番（島原正嗣君） ただいまの一般向け老人住宅の建設については、明確なプランというものがあってないようなものですからね。一般市民としては、もっと一般の市営住宅はもちろんのこと、老人向け住宅についても御配慮いただきたいと、そういう願いは皆持っておると思うんですわ。

ですから、僕が一番心配するのは、言葉の上、机上ではそういう議論ができません、現実問題として、果たして今世紀中に、あるいは現在の市長の在任中にそういうことが可能なかどうかということからすれば、払い下げしてくれという側のなかなか強い意思があるわけでありますから、それを説得するには相当時間がかかるのではないかと、このように思います。ですから、それもきちっとした、もう少し精査というんか——をしてもらって、目に見えるように、ほんとに具体化できるような形のプランでないといぐあい悪い、市民は納得しないのではないかとこのように思います。

例えば、来年中にマスタープランを実現するという話し合い、約束なりができておれば別ですけども、まだまだ当初の段階と一向に変わっていないという状況でありますから、ある意味ではもっと積極的に老人向け住宅についても、一般向けの住宅についても、考えていくという視点を持っていただきたいなと思うんですよ。

それと、若野建築課長にもう一度お伺いしますが、この老人向け住宅は、一般の住宅であろうと、今出されておる特別な老人向け住宅であろうとも、国からの補助は2分の1に変わりないと。特例のある別枠の問題ですね。これをもうちょっと詳しく教えてくださいませんか。今言ったのは役人的な表現で、役所的な表現で、僕はちょっと理解できませんけども、こういった場合にそのような特別枠がつくのかですね。地域指定とか何とかおっしゃったんですけども、その意味がちょっとわからないので、その整合性を明確にさせていただきたいと思います。

もう1つは、住宅が建ってから後、入居者の基準なり選択をしていくと、こういうことをございますけれども、例えばこの地域なら地域に老人が何人いらっしゃって、希望してる方がどれぐらいいて、例えば16戸なら16戸、24戸なら24戸で全部収容できるということなのかどうか、できればそのような具体的な実態調査に基づいて、一般であれ今出てる地域であれ、きちっとした調査をして、もう少し計画性を持って対処することが、私は行政の姿ではないかというふうに思うんですが、どんなもんでございましょうか。建ってから皆言ってこいよというような感じでは、どうかかと。

それと、年齢——いろいろ所得の関係はあるでしょうけれども、老人ならだれでも入れるんかといったって、なかなかそうもいかんと。恐らく抽せんになるのかどうか別にしても、これは何歳の方が、どれぐらいの年齢基準で老人と——65歳と平均言うんですけれども、そこらあたりの入る一定の大まかな基準がわかっておれば明確に答えていただきたい。

以上です。

副議長（南 良徳君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 特別加算の問題でございますが、これは今、具体的にこういう価値はこういう状況ということが非常に難しい問題がございます。なぜかといいましたら、設計してる段階である程度の締めをして、国の方に国費申請を行うわけなんです。その国費申請の中で、当然ながらボーリング調査の結果とかいろんな状況もあわせてつけ加えさしていただいておりますわけなんです。その段階におきまして、それじゃこれは地質とかそういう状況が生かされてるから補助対象にしましょうというような形なんです。標準建設費というのは、あくまでも全国一円の平均をとった標準建設費として1戸当たり何がしという形を計算されてますので、状況によりまして変わります。地域性と私申し上げました。その地域性というのは、地質とか地形とかの問題でございますので、そのように御理解をお願いいたします。詳しいものをまた後日書類等でお渡ししたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 入居の基準につきましての再度の御質問でございます。

老人向け住宅でございますから、当然老人を対象に入居していただくということになろうかと思えます。この建物につきましては、老人、また障害者に対する対応もできるようになっております。ですから、老人または障害者のいる家族を対象にということになろうと思えますけれども、詳細につきましては、現在福祉部局等とも詰めを行っている段階でございます。また具体的に老人は何歳からとか、障害者はどの程度の障害者とかいう形は決まっておりません。ですから、もうしばらくお時間をいただきたいと思えますけれども、基本的には条例に基づく、市内に居住する——同和地区でございますけれども、その中から老人の世帯とか障害者の方とか、そういう形で細かく入居の基準を決めまして、それに基づいて入居手続をとるという形で進めたいと思えますが、現在あわせて家賃の方も検討いたしておりますので、それと並行してその辺の作業をつくった中で、議会にもお示しをさせていただきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 伊藤課長、えらい申しわけないですけどね、もう1つ教えていただきたいんですが、私の言い方がまずかったかどうかわかりませんが、何か最近建設業の指名に対して、国の方からの締めつけが非常に厳しいと、そういう話を聞いているんですよ。私も今書いた書類を家の中へほうってきたんで、けさ持ってこようと思うたんやが、慌てもんやから忘れてもうたんやけども、僕のお尋ねしてるのは、例えば土木管理何々士というのがありますわね、技師が。今までですと、建設会社に1人のそういう技師とか何か資格を持った、要件を持った者がいたらいいんやけども、今後は、2つも3つも現場を持ってる会社がありますわね。その現場単位でその技術者を置くと、そういうような通達なり位置づけが厳しくなると、そういうことも聞いているんです。

したがって、そういうことは十分専門家の方はおわかりですから、きちんとしていただいているでしょうけども、岬町あたりは聞きますと、それぞれ建設業者は1年に1回の指名の中でも、いや、うちはそういう技術者がおりますよという書類申請だけではなしに、だれその何べえでどこに住んでてちゃんとその会社の——国民健康保険はだめやと。社会保険の証明書まで添付をさして——その資格者のですよ。一般の人は別ですけども、

資格者についてはそれほど厳しいチェックをしてると、こういう話もあるんですよ。ですから、うちの場合は、そういうことをまだ建設省から通達がないといえればそれまでですけども、そういう形になっておるのかおらないのか、簡単で結構ですから御答弁をいただきたいと思います。

それと、えらいしつこいようでも申しわけないですけども、ただ一般市民の感情からすれば、できるそこには、住宅に限らずいいところは先にグッタグッタやっていくけども、建ってないものはいっつも建ってないやないかという批判があるわけです。ですから、マスタープランが予定どおり、構想どおりきちっと進行すればそれでいいんですけども、ただ私の心配するのは、今の入ってる残りの3団地の方々の話し合いというのは、非常に長引くだろうというような感じを私は持っておるんです。

したがって、そうなれば、結局計画倒れ、机上のプランに終わるのではないかというような感じがするわけですし、いやいや、どうであれきちっとした法律上の制約をして、建てかえをきちっとやりますということになるのか。それが長引けば、話し合いがつかないようでしたら、また別途老人向けについては考えていくということの判断ができるかどうか。そういうことも含めて、私はこの可否の1つの条件にしたいと思いますので、きちっと教えてください。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般向けの高齢者向けの住宅でございますけれども、マスタープランにそういうことも盛り込んでおるわけでございますが、今入居者の方々とお話し合いをしております。3つ団地がありますから、用意どんで3つ建てかえるということではなくて、マスターの中でも一応の我々の順位づけはさしていただいているわけなんです。これから入居者の方々といろんな話し合いを引き続いてやっていくわけございまして、明確に今の段階でいつというめどはまだはっきりと申し上げられない状況下でございます。

ただ、当初、昨年2月の下旬の話し合いに入ったときの約束として、1つは払い下げ、1つは建てかえと、両方の検討をしていくという約束で入居者の方々とお話し合いに入ったところでございまして、したがって我々の方は、あと1つの建てかえという問題についての話をぜひ聞いていただきたいということを申し上げているわけでございます。

府営樽井も最近ようやく着工になったようでございますが、あれも非常に長い期間を要しておりますから、仮に御理解いただいても、やはり準備期間を含めて若干時間が要るのではないかというふうに思っております。ただ、それが入居者の方々とのお話し合いの中で、どうしても非常にロングスパンの話になるということであれば、住宅施策の1つとして問題のありますこれからの高齢化対策という問題については、検討していく必要があるというふうには考えておりますが、今の時点では、マスターの中にまず位置づけしておりますので、ぜひとも早期に御理解をいただけて実行できるように努力をしてまいりたいというように存じております。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 先ほどの島原議員さんからの御質問なんですけれども、私先ほど言いましたように、指定建設業というのがございまして、いろんな形で営業所には専任の技術者を置かなければならないとか、工事現場には、先生おっしゃいましたように監理技術者ですね、専任で置かなければならないとか、そういうことの文書は参っております。その指定建設業といいますのは、土木、建築、そして管、それから鋼構造物、舗装、この5つの業種がそういう指定になっておりまして、それに基づくと一級建築機械技術士とか一級建築士とか、いろんな資格に関しましては、すべて国家資格を取らなければならないという規定にもなっております。

今後、十分勉強いたしまして、その辺十分法的に遵守するような形で対応していきたいと考えておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これで私は最後にいたしたいと思うんですが、若野建築課長、もう一度教えてください。ただいまの答弁では、同和向け老人住宅ですか、高齢者向け住宅ですか——であろうと、一般向け高齢者、老人住宅であろうとも、国からの住宅建設についての施策、補助というのは、どうしても2分の1で間違いないのか。さっき3分の1とか何とかという声もあったんですけども、全然変わらない、2分の1なら2分の1、同一なのかどうかですね。これが1点ですわ。そういうことでお聞かせをいただきたいなと思います。

あと、意見になりますけども、市長わざわざ御答弁をいただいたわけですが、ぜひひとつ、やっぱり市民感情としてはいろいろありますけれども、特に高齢者、老人ということについては、どの地域で住んでおろうとも、同一のレベルで老いていくわけですから、やっぱり公正、平等な施策を市長として、行政として執行していただきたいと、このように思います。

あと議長、1件だけ御答弁をお願いします。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 住宅の新築に関しましては、一般向け、同和向け、すべて2分の1になっております。

以上です。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———林君。

14番（林 治君） 今回の同和向け住宅、老人向け住宅の建設という議題ではありますが、私たしか去年の第4回定例会でも、それからそれ以前にもこういう入札関係でいろいろと質疑を、また意見を言ってまいりました。今回、市の方は入札指名事務処理要綱ですね、これをことしの5月20日につくられたということですが、つくっていろいろ意見を言っている私の方には、何1つこういうものができたよというような話も、福田助役、ないわけですがね。大変失礼な話やと思っておりますが、私はきょうも皆さんからいろいろな御意見、御質問出てます。この入札が、やっぱり我々としては公正な入札が行われるということ、また今回、この物件そのものが果たしてこれが今の泉南の市民の暮らしに役立つかどうかということ、そういう大きく言って2つの問題があるんじゃないか。

入札の問題については、いろいろ御意見が出ました。その中で、私は入札指名事務処理要綱に照らして一体どうなのかと。これはあなた方がつくられたものなんですね。これを見て私思ったんですが、既に意見がそういう点で出ておりますが、この要綱の中では、厳正かつ公正な執行を図るということを前提にして、中小建設業者の受注の機会の確保を図るということが1点と、公共工事の適切な履行を図っていくと。そのために、この目的、留意事項として掲げられてるわけですが、そういう点で私もさきに出ました意見と重なりますから余り言いませんが、今回この議会に3件の入札が出されてるんですね。



それぞれ1件ごとにやっていきますと、確かにそれはそれなりにあれなんですけど、3件並べて見ると、例えば今出ているB号棟のこの建築工事です、これ談合がないということを前提にして、行政と業者の癒着がないということを本来は前提にして考えないといけないわけなんですけど、これを見ると、行政のやったやり方は一体どうなのかと言わざるを得ないんです。議案の中に出ておりますが、既に9日の日に落札した業者がこの入札に参加してる。そうすると、中小業者の受注機会の確保を図るという点で、これがまず欠けますね。

それから、過去の指名及び受注状況というのが、指名の方法の第3条の第5にア、イと2つあるんですけど、その「過去の指名及び受注状況並びに工事実績等を勘案しながら、指名するように配慮すること」という点についても、それは、いや期間がなかったからだとかというような答弁がいろいろされてますけども、それは制度的に運用をちゃんとやればできたということをもた一方で助役自身、指名委員会の責任者として言うてるわけですから、その言うてるのが矛盾してるんです。答弁の中でも。矛盾した答弁をこのことの、こういうふうにちゃんと公正にやるということをはりながら、実際やっていることは矛盾してるんです。こういうことを平気で議会の本会議で我々の議会の側に提案をしてくる。これほどふらちな話はありませんよ。

やっぱりこういうふうに入札指名事務処理要綱をきちっと決めて、みずからそういうことのないように努力したというんやったら、その努力したとおりにきちっとやりなさいよ。何ですか、このやり方は。これは、業者は問題ないんです。あんたの方が問題なんですよ、これ。こんな形で議会にこの案件を提案してくること自体、間違ってますよ。

そのことと、あとあわして、3件ある意味でまとめなわかりにくいんですけど、この入札に参加し得る条件、いろいろ要綱がありますね。今B棟の話ですよ。この要綱等に照らして現在市が発注しているから外さなければならぬとか、いろいろなことがありますわね。

ただ、1つあなたが先ほどの入札の話のいろんな中で、上の方がどうかとか下の方がどうかとかいうような話をしましたけれど、前のように地域に精通しているというようなばかげたようなことを言うて条件にして特定業者に絞ったわけですが、今回それは外した。それはいいんですけど、今回

まだ上をどうか、下がどうかというような話をして参加されたというようなことをまた言っていますが、そうじゃなしに、泉南市内の業者ですから、この入札に関してここに参加し得る条件を満たしているものは、これ以外になかったのかどうか。それをまず1つお聞きします。正確に教えてください。それが1点ですね。質問の内容は、それ1つじゃないんです。いろいろあるんです。

それと、先ほど言いましたように今年の第4回定例会ですね。この第4回定例会のときにも言っておったんですが、このときに答弁をいただきます。来年度には入居基準等について定めると。私の質問の趣旨は、問題は、こういうふうな住宅の建設のもう入札の段階まで来て、人がそこへ入居されるのに家賃が定まっておらなかったり、選定のための入居基準が決まっておらなくて、こんな建設すること自身がおかしいやないかという問題なんです。

そのことで先ほどから聞いてますと、その入居基準も、いわゆる対象者も含めてまだいまだに固まっていないと。まさにこれは、必要があって建てるんじゃなしに、必要があって建てるんではないようなことになってきてる、1つは。実際、地域、地区指定をやってますから、このうちで少なくともあなた方は、ある程度枠が入ってるはずなんです。お年寄りの家庭があるからとか、これはちょっとおかしいですよ。老人世帯ならわかりますけどね、エレベーターまでつけてるんやから。ただ、老人世帯でなくなったときには、これは自然の摂理ですから、なくなった場合には出ていくことになるのか、いろいろな問題が起こってきますよ。

そういう点で先ほどの部長の答弁、私はおかしいと思ってるんですが、入居の対象者ですね。これは地域でどの程度なのか。既に344戸の住宅がありますから、私は少なくともこの344戸の中で、この鳴滝地区では老人対象の今度のいろんな改築で莫大な金をかけてるんですから、その中でそういうものが、例えば1階のところをお年寄りの皆さんにあくようにして、今度の新しく改築したところで、もうおふろもつくわけですから、そこに入っていただくようにしていただくとか、幾らでも方法はあったはずなんですよ。

だから、この地域でどれだけの対象のお年寄りがおられるのか。そして、そのお年寄りが対象というだけじゃないんですよ。対象というのは、一般

的な対象です。人口としての対象です。年齢と人口の対象ですが、しかし、今もうちゃんと家をお持ちの方も別に対象でなくなりますし、344戸の中に入っておられる方も実際上の対象でなくなるわけです。それ以外にどれほど対象者がおるのか。この地域以外にはたくさんおりますよ、求められている方が。アパート暮らしで、私も樽井の南海沿線でお年寄りで困っている方も相談を受けてますが、そういうことでなしに、ここで言うてる地域での対象人口と、そのうちこの住宅が必要とされている方ですね。344戸に入っておられる以外の方で一体何ぼおられるのか。その点ちょっと、この住宅の建設の必要性についての資料があれば出していきたい。

市長は先ほどマスタープランのことを云々言われましたが、既にそのことについて島原議員からも質問がありました。いつの日になるかわからないようなことで、いや、あのマスタープランに書いてるといような、そんなもん書いてて世の中が通るようなものと違いますよ。書いてるからそれで私は立派にやっってるんだというような話にならんですよ。地域でこれだけの公営住宅を持ちながらさらに32戸建てるといのは、異常なんですよ、これ、実際問題として。やっぱり泉南市民全体に一日も早く老人向け住宅、むしろそこを先にすべきなんですよ、政策的に言えば。そのこともわからずにこういうことをやっけるといのは、ほんとに真の部落解放に役立つような行政を考えてることにはならないんですよ。

私はそういう意味でも、プランを持ってるというような話では、全く話にならん。今言うように老人住宅の建設については、やりようがほかにもあると。そういうことを含めて、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは私の方から、指名の資格に該当しているのが何社あったかという御質問にお答えしたいと思うんですが、指名の場合、こういった処理要綱の中でいろんな要件を総合的に勘案して行うということになっておまして、この入札に参加できる資格のあった者というのが、非常に意味としてはとらえにくいわけでございますけども、客観的なということでランクということになりますと、先ほど申しあげましたように、最初の前畑のB号棟は一応Aランクということになっておりますので、これは12社ございますね。それから、あとの2件は一応Bランク以上ということでございますので、これが7社ということになります。

ただ、補足的に直近下位で2分の1以内で下位のランクを入れることができるということがございます。だから、Bランク以上標準のところまでCランクの部分ですが、これが18社ございまして、その中からトータルの指名の中での2分の1まではできると、こういうことでございますので、ちょっと数的にどうだというのは非常に難しいわけでございますが、ランク的にはそういうことでございます。

それから、やはりこれぐらいの金額になりますと、一定額以上……（林治君「議長、ちょっと。発言中ですけどね、質問にちゃんと答えて言うてください。今、私は単純に聞いているんですよ。B棟のこの入札に入っていない人で、入っていない業者で、今いろんな条件があって、仕事をもらって入れない人あるでしょう、同じAランクでも。そういう人を省くとかいう話がありましたから、もしか省いたとしても、あとこれ以外に何社入れるんかというて聞いているんですよ」と呼ぶ）

ですから、まずそのB号棟ですけども、これはまずランクからいえばAランクということですので、12社ございます。それで、持ち工事を持っておられるところが1社ございますね。ですから、それぞれの基準を言うていきますと、それぞれでどんどん減っていきますのでね。ただ、持ち工事というのもその1つの条件でございますので、客観的なランクだけでいきますと、Aランクが12社ございます。それから、2分の1の範囲内でBランクが入られるということにして、それは7社ございます。ただ、先ほど言いましたように持ち工事ですね。これは1件ございますし、それから……（林治君「議長、ちょっと議事進行で」と呼ぶ）

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 質問をまともにわからへんのかいな。専門のあんた責任者でしょう。ここに出てる、8社でしょう、これ。私は名前言えと言いませんよ。しかし、これ8社も名前出てるんですからね。これ以外に、例えばストレートにこの今現実には2億9,505万円の落札をしているけれども、この金額のこの事業について、入札に参加し得る資格のある人、この時点で。何社あったんかと、ここに書いてる以外に。もうなかって、これしかなかったのかと言うてる、単純に言えば、逆に言えば。そんなもんいろいろな考え方があるということは、私が見たってここに参加してない業者の名前ぐらいわかってますよ。だから、少なくともそれで何ぼぐら

いは、何社ぐらいは入れると言えるはずなんですよ。

助役（福田昌弘君） 言えますけどね……（林 治君「名前言えと言うてるんじゃないんです」と呼ぶ）だから基本はAランク12社なんですよ。先ほどから言いますように、持ち工事とかそういう別の条件をそれぞれ出しますと、またそれ以外の特定とかいろいろと条件が出てきますので、それごとに対象の業者数が変わってくるわけです。ですから、一番基本のところのランクだけでいいますと、Aランクが12社と、それからこれは全体の半分以下ですけども、Bランクで7社ある。それ以外の一切の条件を抜いて、いわゆるランクだけで業者数を申し上げると、そういうことでございます。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 林議員からの御質問の入居の基準の関係でございます。

林議員からは、昨年12月にも御質問いただきまして、今年度つくるといことで御答弁さしていただいております。ただ、若干作業がおくれておりまして、先ほどからの御質問にもお答えさしていただいておりますけれども、作業がおくれておりましてまことに申しわけなく思っておるわけでございますが、家賃とあわせて、来年、年明けのできるだけ早い時期にその基準につきましても策定をし、議会の方へもお示しをさしていただくという考え方で現在作業いたしておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。

それと、地区の中での老人世帯とかその辺の関係の御質問もあったかと思いますが、平成4年の3月に同和対策事業対象地域住民生活実態調査といことの報告書の中で調査した老人世帯、これは65歳以上でございますけれども、96世帯……（林 治君「ちょっと余りわからへん。何が96世帯」と呼ぶ）65歳以上の老人世帯ですね。それと障害者及び寝たきりの世帯数が86世帯というふうに出ております。

それと、私どもの住宅、前畑、宮本住宅の中で老人世帯ですね、これが現在確認できておる数が60歳以上の世帯で35世帯、それが65歳以上になりますと、25世帯ということを確認をいたしております。

ただ、今度建てる32戸にどれだけの方が希望しているかという調査は行っておらない。この32戸の建設をやりますけど、その中でどれだけの

方が入居希望しているかという調査は行っておらないわけですが、当然老人世帯、障害者世帯等が対象になりますから、鳴滝地区の中でもかなりの数の世帯数がございますから、その中で対象になるのではないかというふうに考えております。できましたら早期に入居基準等定めて一定の方針を出したいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 助役ね、そうすると私の聞き方が悪いんかどうかわかりませんが、入札参加者に、現実に入札に参加されてる人以外に何社あるとか私は質問したんですから、あなたはAランクで12社、Bランクで7社、計19社参加し得る資格の人たちはこれにあったと、こういうふうに言うわけですね。私はそう聞いてるんですよ。それをまともに答えなかったら、私はそう聞いてそう判断しますよ。もうちょっとまともな、私の聞いてることについてまじめに答えなさいよ。

それから、もう1つ部長の方に、事前に調査もなしに、それから私は今御答弁の中身でちょっとわかりにくいのが、60歳以上で35世帯、65歳以上で25世帯あるというのは、それは地区の中での数字なんですか。それと、もしかこの数字は、344戸の——どこでもええから新しいところへどんどん入りたいというのは、これはぐあい悪いですよ、今度ああいうふうに大きくするわけですからね。そういう点も考えて、入ってるのに今度新しくできたから、またそこへ行きたいと、こういうふうに言われたら、何ぼお金があってもたまりませんからね、そんなことは幾ら何でもできないわけですから、私のさきの質問したことにきちっと答えてほしいんです。

議長（山内 馨君） 福田助役。

〔林 治君「ここへもう名前出てるのは外すんやで。わかってるか」と呼ぶ〕

助役（福田昌弘君） わかってます。ちょっと理解していただけないんですけども、要はその参加し得る資格というのが、いろんな条件を設定していく中でそれぞれに狭められてくるんですよ。先ほど申し上げたのは、いわゆるランクでできるのはどれだけかという話です。我々ではそれ以外に、例えば特定建設業の許可を持ってると。これは今回の条件で必要であると考えておりますので、例えばそれでいきますと、Aランクで12社、Bランクで3社の15社になります。さらに現在手持ちを持っておられる方と

というのは通例的には除いてますので、そこから除きますと14社になります。さらに、同系列の業者の場合、慣行的に入れてませんので、その2社を除きますと……12でございますかね。それが全部ですから、今8入ってますから残り4ということでございますね。

ですから、そういう形で一概に資格ということは非常に難しいので、今説明しましたように、そういう区分けで順次いきますと、残りの業者は4社と。ただし、これもほかの以降の契約の中に出てきますので、そういう意味では全部出ているということになるかと思いますが、この件に関していいますと、残りは4社ということでございます。

議長（山内 馨君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 先ほどの35、25世帯は、前畑、宮本団地の中における老人の世帯でございます。これはあくまで参考までに申し上げたところでございます。

その分より前に申し上げました平成4年3月に調査した中では、老人世帯、65歳以上でございますけれども96、それと障害者及び寝たきりの世帯数が86世帯あるということで御報告をさしていただいたわけでございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） この審議は長なってますから、簡単に……。結局、あと4社はここに入り得るというお話ですから、私はそういう点であとの3つの建設の入札の中身とあわせて見た場合に、これはちょっとそういう点では事前の配慮が足りなかったなというふうに思いますので、それは今までにやられていなかったこととして、私はこれはぐあい悪いんじゃないかというふうに思います。

この程度にとめておきます。結局、昨年年第4回定例会でも言ったことがまともに対応されていない。そういう点は、大変遺憾に思うわけです。

以上にしておきます。

議長（山内 馨君） ほかにございせんか。———ないようでございますので、以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———林君。

14番（林 治君） 議案第26号、工事請負契約の締結について、反対の立場から討論いたします。

同和地区には、既に泉南市の市内の公営住宅のうちの約80%を超える344戸の住宅がありますし、今大規模な改修事業を行っておりますが、この中でこういった老人対策も障害者対策も十分でき得る戸数を持っています。それにもかかわらず新たにこうした建設をやること自体、しかもお聞きしますと、その必要な調査も行わずにこの建設を行ってきたことが大変問題だと思います。しかも、いまだに入居基準も決まらず、昨年第3回定例会での家賃等についての事前の内容、これを定める入居に当たっての問題をいまだに整備されておらず、この約束自身がほごにされたことについては、まことに遺憾であります。

しかも、一般向けの公営住宅や老人向け住宅は、なおさら何の具体策もないままの今回の建設であります。しかも、昨年第4回定例会で公正な入札を行っていくということについての約束も、市当局は實際上これを不履行にしているのが明らかになりました。

以上の点で反対をいたします。

議長（山内 馨君） ほかに討論ありませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山内 馨君） 起立少数であります。よって議案第26号は、否決されました。

4時まで休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後4時 3分 再開

議長（山内 馨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第23、議案第27号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福



田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第27号、工事請負契約の締結について、公営住宅前畑5号棟改善工事について御説明申し上げます。

議案書は、追加議案書の13ページから23ページまででございます。提案理由の御説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公営住宅前畑5号棟の改善工事でございます。工事請負者は、泉南市信達市場1609番地の2、株式会社上喜建設でございます。請負金額は、2億5,725万円でございます。

仮契約日は平成8年12月10日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付をいたしております。よろしく御審議のほどをお願いし、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——  
——林君。

14番（林 治君） まず、私はこの住宅の改良に当たって、たしか昨年の3月の議会です。3月の議会でこの住宅についての家賃を——現行のままでも実際上1,050円という家賃ですから、これがいわゆる同和住宅とはいえ、近隣の市町村との関係からも、もう長い間そのまま放置されてきている。市が膨大な予算をかけて、先ほどの成田議員からの質問でも明らかのように、年間6,000万円ぐらいが毎年のようにいろんな共益費や維持費や改修費に使ってきてると。しかも、ことしの決算を見ますと、決算でも——これは決算審議はまた後にありますから中身は余り入りませんが、1,050円の家賃が62万円ほど、62万か3万ですね。7年度だけの分は少し少なくなりますが、この家賃の滞納もあると。

市の方もいろんな努力はされているでしょうが、しかし今生活保護世帯でも家賃については一定の保障を——幾らやったかな、なんやったら答え

てくれたらいいですが、4万円近く家賃の保障をされていると。そういう時代に1,050円の家賃が滞納されている。

こういった事態が市民の納得の得られるものでもありませんし、結局安いことがこれまでも空き家のままで物入れにされていたり、新しく家を建てたにもかかわらず名義そのまま置いて——1,050円ですから軽いもんですよね。子供の小遣いにも足りませんから、こういう格好でそのまま持っている。

私は、こういうあり方がますます納得の得られないものということで、ここらも実際中身を十分検討して精査をして、市としてきちっと対応すべきだというふうに言ってきたわけですが、そして今回のこの改築に際して、また改築に際して市の方もこの住宅のあり方については検討するということを言いながら、それについてなかなか具体的には進まない。

もうこのことを言って久しいんですね。もう何年になるかわからないんです。早く適正な家賃にして、市民の納得を得られるようにする。最低限の基準は当然維持管理費等含めてあるわけですから、市民に全体にはこれ以上の負担をかけない。やっぱり自立のための予算を別口に組んでやってきたわけですから、その点は当然受け入れるべきだと思いますし、（巴里英一君「ぐだぐだ言わんと言えよ」と呼ぶ）そういう点できちっとした対応を——ぐだぐだは言うてないんですよ。きちっとした、市がいつまでもぐだぐだとまともなことをやらないことを、私は、だれかさせない人がおるんかどうかわかりませんが、やりなさい。私は公正な市政を進めていく上で必要だということを書いてきたんです。なかなかこれを市当局はやらないんですね。

これは非常に不都合なことだと思うんですが、7年、去年の3月の議会には——3月の議会ですよ。新年度から改正ということで努力していく、こういうふうにはっきりと私の家賃等についての対応についてお答えいただいているんです。ここへ議事録を持ってるんですがね。特に、この住宅について、住宅の建設に当たっては、新たな住宅を建設する前の話としてなにしてるわけです。

これまでにこの市営住宅で、宮本、前畑で改造、いわゆる改修事業で完成したのは何棟ありますか。完成してそこに入居されてるのは何棟ありますか。それをちょっと教えていただきます。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 前畑、宮本住宅のうちで1部屋改築の完成した棟が4棟ございます。ちなみに……（林 治君「いつ完成したか」と呼ぶ）宮本1号棟、それから前畑1号棟が——ちょっと今手元にありませんけど、わかってる範囲でお答えさしてください。前畑6号棟、7号棟が先般完成いたしました。宮本1号棟、前畑1号棟は昨年度完成しております。

以上です。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 完成してるということは、もう昨年完成してる。ということになりますと、もちろんそのことで私質問をしてきたんですが、そしたらそういう御答弁があったわけですが、本来こういう大きな、改修する以前の問題として家賃の改正等もやるということについて検討するということを言いながら、新しい住宅が建ったときには、さらにそのことが必要じゃないですかということを書いてきたにもかかわらず、改正の約束をしながら今日までできてない。新公営住宅法ができたからだとか何とか言う。いろいろそういう理屈をつければ、いつまでも結局できないんですよ、實際上。その前の段階で一たんでできてないかん。それができていない。そして、今また今度は新公営住宅法ができたからできない。その新公営住宅法も、もうきのうぐらいですか、新公営住宅法というのが国会でつくられたのが。きのうできたからきょうできないというんなら、まだ話はわかりますがね。そういう点、一体どうなのか。その点もひとつお答えをいただきたいと思います。

それから、これ12月の9日の入札なんですが——そうですね、間違いないね。これのいわゆる現説はいつなんでしょうかね。そのこともあわせてちょっとお伺いします。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 家賃の問題についてお答えさせていただきます。

言われるとおり宮本1号棟、前畑1号棟は昨年完了しまして、入居もしていただいております。また、前畑6・7号棟も同じくつい最近完成して、もう使っていただいております。実際に居住面積が増築した棟がかなりふ

えております。ですから、当然これは早くやらんといけないいうことで、我々自身も鋭意努力してまいりました。実際、今ここにまだお示しできないというのは事実でございますが、先ほども言いましたように法の改正等もございまして、若干すり合わせがまだ必要となっておりますので今おくれてるさなかです。年明けにも必ず近い時期にお示しをできるように頑張りますので、よろしく願いいたします。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 現場説明会の日にちなんですけれども、

11月の27日に実施しております。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） さきにB棟の話のときには、きょう契約日はあれですが、今のは10月の27日と言うたんですか。さきには11月27日と言うてなかったかな。同じ10月27日ですか、3件とも。そしたら何でこんなことが起こるんや。

そうすると、何で3つの入札の指名業者の中に2カ所に行くようなことが起こってくるんですか、1つの業者が。例えばここにおける業者が、落札された業者が後の入札に参加することができるんですか。これ不可解ですね、ほかにも参加資格のある業者があると言うてるのに。別に業者が悪いんじゃないんです。あんた方の選考が悪いんですよ。

議長（山内 馨君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） お答えいたします。

先ほど林先生から申されましたように、これは3件とも現場説明会が11月の27日、同日で実施しております。ただ、それが後の入札行為等に現場説明会だけをとらえて影響が生じるかということになりましたら、影響はないという判断に基づきまして同日付で実施したということでございます。

以上でございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 影響ないとか別にどうじゃなしに、これCランクの業者も入れてるんでしょう。そしたら、十分数あるでしょう。参加させる業者の数は十分あるでしょう。そんなもん私がつくったやつ気に食わんい

うてそれを守らんというんやったら、そらあんた勝手にしなさいよ。これ、あんたところがつくったんですよ。市当局が作ったんですよ、この指名要綱というのは。そうじゃないんですか。これ、だれが作ったんですか。それ答弁してください。「泉南市工事請負入札指名事務処理要領（目的）第1条 この要領は、泉南市建設工事請負業者選考要綱（平成8年5月20日泉南市告示第36号）」、私、以下省略しますが、こういうふうにはずっと書いてあるんですが、これはだれが作ったんですか。これはあんた方がつくったんですか、それともどっかよそから持ってきたやつですか。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） この要綱につきましては、従前から指名基準等を明確にする必要があるということで、選考委員会の中で議論をしまして、市として決裁を取って定めたものでございます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） そういうことになりますと、こういう現説に参加されていて、だから入札に参加されたんでしょう。それなら、その時点でやり方があるでしょう、Cランク以上でやってるんやから。一体どうなんですか。これ、きょう初めて、あ、こんなことしてると思うて言うてるんと違うんです。こういう資料もないときから私言うてて、そして今これがあなた方ことしの5月20日につくって、なおかつそれにまともに適合することしないんだったら、私はこれは受けられへんですよ。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 先ほどもお答えしたかと思うんですが、一応Cランクというのはこの要綱上は直近下位の半分を超えない範囲でということで、補足的に入っておるものでございまして、実績あるいは施工能力等からいいたしてもメインに入れるということではございません。ですから、先ほどの条件で絞りますと、Aランクの方で9社、Bランクの方で3社、それに附属的にCランクの一部という形でトータルの中で割り振りを考えさしていただいたということでございますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） ますますわけのわからんことを答弁されたらいかん

じゃないですか。補足的に入れたと。そしたら補足的に入れたら、先ほども意見出たでしょう。補足的に入れたところは、落札したらぐあい悪い業者を入れてるということになるんですよ、それやったら。落札したらぐあい悪い業者を入れてるという、そのことを言うてるのと一緒ですよ。そしたら、メインの業者は必ず取るようになってたんですか、最初から。そうでなかったら、こういうことでなしに、3つの入札があったら、3つの全然別な業者ばかりでできるじゃないですか。そうでしょう。それだけ業者ないんですか。あるでしょう。

議長（山内 馨君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 業者につきましては、先ほど申し上げたように、Aランクでさまざまな基準をクリアした中のが9社、Bランクの3社というのが基本ということになりますけれども、それ以外にCランクの方から足りない分について入れさしていただいたということでございます。

2件入っているところがあるじゃないかということかと思えますけれども、この辺につきましては、指名の処理要綱にもございますように、一定の発注工事についての地理的適性を持っているところ、あるいは過去の指名実績、受注実績、または今回の対応等級、特にBランクについては該当する業者が少ないわけでございますので、そのあたりの業者については2回指名ということになっております。

〔林 治君「議長、もうこれで終わりにします」と呼ぶ〕

議長（山内 馨君） 林君。

14番（林 治君） 私、先ほども読み上げたんです。先ほど言いました要領について。「指名競争入札の厳正かつ公正な執行を図る」と書いてるんです。これ、書いてあるんですよ、そういうふうに。なんやったら、もしか私が読んで間違うて読むでるというんやったら、読み上げなさい、そこで。それから、「中小建設業者の受注機会の確保を図る」、「公共工事の適正な履行の確保を図る」と明快に書いてあって、そのほか先ほども言いましたように、指名の実態から排除するということも含めていろいろ書いてあるんです。全部読むわけにいきませんから。

そうすると、今助役が言ったようなことを、Cランクも補足的に入れるんか何や知らんけども、そしたらCランクだって入った限り必ず取る権利があるでしょう。二度の機会を得た業者も、必ずそこで2回受注できるで

しょう。あり得るんですよ、これ、何もなかったら。それがぐあい悪いから、そのことについて去年の第4回定例会のときにも、何てことをするんだということ、この中で大分論議したじゃないですか。

あなたは先ほどたしか堀口議員の質問に答えて、そのようなことがないようにいたしますということを答えたということをあなたは先ほど言いましたよ、私の質問じゃないですが。このような形の入札はしないということ、約束をしたということ、きょうの議事録に入ってますよ。そう言いながらやってることはそうでない。

議長、私、意見にかえて、これでは納得できんということを書いて終わります。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 先ほどの議案の議論も聞いて、ほんとにこの問題だけじゃなしに、ほんとに我々がある意味で本会議できちっと言っとることを何かどこかうわの空で聞いて、今までのやり方を踏襲してくるという態度にしか見えないですね。これ、単に行政の責任だけに終わらないわけですから、こういう問題。特に部落問題を抱える、こういう同和対策事業に絡んだこういうことが、行政の真剣さがなかったために思わぬ方向に決定していくということは、大変残念ですよ。私も入札方法についても提案しとるわけですから。これだけじゃなしに、あらゆることがほんとに市民の感覚、そういうものと行政の対応は、私は大変ずれとるとしかいいようないですよ、これ。

だからこの際、さきの議案は否決されましたけども、本当に真剣に具体的な施策をもって提案してもらわない限り、安易に我々が通していくなれば、私は議会もともに責任になると思うんですよ。さんざん問題を指摘しておりながら、賛成する方は全く賛成討論もしないまま賛成していくわけですわ。ここはやっぱり賛成、反対分かれて議論を尽くして、本当に信頼される行政をつくるために我々協力していかなあかんわけですわ。これは議会自身も私は反省していかないといけないと思いますが、入札行為について全く核心部分についてのメスが入ってない。そうでしょう。

何でこの年度予算が当初予算可決しておりながら、今ごろこういう形で出てくるんですか。しかも、10月1日以前だったら消費税の3%でいけるんじゃないですか。それらもろもろを考えたときに、本当に行政は真剣

にやっとなるのか。そういうことが私はこの議論を通じて感じます。市長に、先ほどの議案が否決されたことも通して、本当に行政改革も含めて信頼される行政運営をするために、一体何をしたらいいのかということを本当に考えていただきたい。私は、特に少数会派でありますから、真剣に言っても市長は何か少数の意見だからといって、木で鼻をくくるような答弁を何回も受けてます。そうじゃなしに、本当の意見に対して真剣に議論をして、修正していこうじゃないですか。そういう点で市長の見解を伺っておきたいと思います。それを聞いて、私も採決には判断をしていきたい。

それから、先ほどの議論の中で、同和向け住宅の国庫補助も一般的な住宅の国庫補助も全く同じですというあなたの答弁ありましたね。当初予算に3分の2とか10分の8とかいう大阪府の府貸しもありますね。全く同じなんですか。今一般向け住宅のそういう建設事業がないから具体的な予算として上がってこないけども、私たちの認識は、同和対策の事業については、国の施策として起債も含めてかなり地方自治体に財政負担をしないような仕組みになっとなるという認識に私はおるんですよ。あなたの答弁、あれだけ聞いとったら、全く同じだと言うのであれば、一体同和施策というのは何なんですか。

それは言葉じりでどう答えたのか知りませんが、やっぱり一般施策よりは同和施策の場合は骨格的事業、国民の課題ということを受けて、特別な財政措置がされとるんじゃないですか。そういうことを含めて質問者は聞いとるわけですから、単に同じですと言って下がってしまったんじゃ、起債も含めて、起債の充当率の問題もあるでしょう。きちっとここで答弁しといてくださいよ。

議長（山内 馨君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） 補助率の問題ですが、1部屋増築、改築につきましても、3分の2でございます。新築につきましても、申しわけないんですが、2分の1です、国庫補助は。起債につきましても、同じく充当率100でいただけるようになっております。ただ、先ほども申し上げましたように、国費対象事業費となっておりますので、標準建設費プラス、それから特別加算、プラス一般財源となってくるわけなんです。

改修工事につきましても、当然起債等もございまして、先ほども言いましたように補助率が3分の2、改修事業につきましても、外壁とか等の景



観につきましては2分の1でございます。残りの分につきましては、これは府貸しの範囲でございます、府貸しにつきましては、やはり大阪府予算の限度がございます。その分の中で我々担当並びに財政当局とも府の方をお願いに上がって、鋭意1円でも2円でも多くいただくような交渉をさせていただいてるわけなんです。

以上です。

議長（山内 馨君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 今回の住宅は、継続設定をしていただきまして、2カ年でやるということで準備を進めてまいったわけでございます。新築1件と増築が2件ということで、非常に作業ボリュームというんですか、多いものですから、職員は一生懸命、この仕事だけやなくてたくさん持ってますし、努力をして早期発注に努めてきたわけなんです、結果として今日に至ったわけでございます。もちろん御指摘のように、できるだけ早期発注するというのが原則でございますので、今後十分留意をしていきたいというふうに思います。

それから、議会で議論になっていろいろ質問、答弁をいたしました分については、当然真摯に受けとめて遵守をしていくというのが基本でございます。私も小山議員さんの御質問には誠意を持ってお答えをしているつもりでございます。ただ、意見の合う部分と合わない部分というのは、当然あろうかというふうに思いますが、それはそれで私は私の主張を言わしていただいていますし、小山議員は小山議員で主張があるわけでございますから、これはまた十分議論すればいいというふうに思いますけれども、少なくともこの本会議で議論のあった点は、我々はそれを真摯に受けとめて遵守していくということが基本でございますので、至らざる点があったとすれば、私を含めて非常に反省すべき点だというふうに思いますが、今後とも御指摘ありました分については、十分留意をしてみたいというふうに存じます。

議長（山内 馨君） ほかにございませぬか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——林君。

14番（林 治君） さきのB棟のときにも質疑をしておりますので、簡潔に行いましたが、今回の第27号議案の入札に関するこの議案ですが、

この問題につきましても、昨年の第1回定例会での家賃等についての約束もそのまま、先ほど市長は、今後改善するという事を言われたんですが、約束をされたことがきちっとやられない。その場になると、また今後改善をするということで、これでは實際上信用なりませんし、既に質疑の中で明らかになったように、宮本、前畑の1号棟及び前畑の6号、7号棟等は、昨年、そしてつい最近完成をして、1,050円の家賃のままで、そのまま入居を改めて続けるようになっています。こういう点は、非常に大きな不信を持つところであります。

そしてまた、昨年の第4回定例会での公正な入札をということを受けて、市自身がことしの5月20日に制定した泉南市工事請負入札指名事務処理要領、これにもみずからこのことを作成しながら、そのことに合った内容の指名に至っていない。いわゆる中小建設業者の受注機会の確保を図るということと公共工事の適正な履行の確保、この点が守られないこのような入札契約については、私はこれは承服しかねるものであります。同和行政であるだけに、なおさら厳しく公正を確保するということが市長としての責任であるというふうにも思います。

以上の理由をもちまして反対いたします。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———巴里君。

8番（巴里英一君） 先ほどの案件が否決されたことに対して、私は被差別の立場からいって痛恨の思いであります。御承知の方もあろうかと思えますけれども、6カ町村が泉南町に合併以来、41年まで他の地区に市営住宅が———当時は町営であります——次々建てられる中、鳴滝地区において差別の中で6畳1間で6人、7人の人が後足で寝るような状況の中で、そういう多くの方がおるにもかかわらず、1戸だにの住宅が建たなかった事実がございます。余りのひどい差別の実態の中で、地域の方々が立ち上がったわけであります。

それは昭和でいえば39年度、そして40、41年の闘いの中において、当時の上林町長、そして浅羽市長の変転の中で鳴滝地区に同和公営住宅が建ったわけであります。そのときの入居者、地域皆さんの喜びはいかばかりであろうかと。私も当時参加した一人でありますけれども、多くの方々が1戸建ったところに、おまえたちが頑張った、先に入れ、私たちも頑張るからもっと応援してくれということで、同和対策事業が答申の後、44年

に実行されて公営住宅法あるいは特別措置法、他の事業が進展し、政府の予算として決められてきて、各自治体における責務として行われてきた経過があります。

事実はそういった中で、今なお10坪満たぬ状況の中で、建築基準法に満たない状況の中で多くの方々が苦しい住まいをしておることも事実であります。そのことが、こうした公営住宅が環境改善ということの中で建てられ、あるいは拡張されていくということは非常に喜ばしいことであり、また地域の者にとって、このことが多くの泉南市の中に僕は波及することが望ましいというふうに考えておりますし、泉南市におけるマスタープランの実行も私の望むところであります。

そういった意味では、同和対策における先行取得用地においても、泉南市民に提供すべきであるという考えを持っておりますけれども、皆さん方の多くの賛同を得ない限り、そのことの実行もおぼつかないであります。私は今回、こういった意味では増築のこの努力に対して、理事者各位を初めとする関係者の方々に敬意を表するとともに、このことが無事達成されて多くの皆さん方のモデルとなるような泉南市営の住宅こそ望ましいというふうに考えるのであります。

そういった意味では、この27号議案に対し皆さん方の絶大なる御賛同をいただきたいと心からお願いを申し上げて、賛成討論といたします。ありがとうございました。

議長（山内 馨君） 小山君。

3番（小山広明君） 議案27号に反対の立場で討論をさせていただきます。

同和問題、いわゆる部落差別問題というのは、大変大きな課題でありますし、また本質的なところでは改善をされておらないという認識に私はあります。被差別部落の人たちの大変血のにじむような運動の中でこの同和施策というものがつくられて、国がその制度をつくってやってきておるわけでありますけれども、行政のこのことに対する認識は、私は決して十分であると思っておりません。むしろ一般的な事業の中にもありますように、業者に仕事をつくるための行政と批判されている中の1つに、私はこの同和事業の実態もあると思います。やはり本当に住民の中の声を吸い上げる中で、この事業そのものが差別がなくなっていく1つの大きな啓発になるようなものでなければならぬと思います。

しかも、今議論があったように、同時に3つの契約の現説をするというように全く批判されても当然のことをしておいて、そのことの議論が差別を受けてきた方に大きな悲しみを持って受け取られるようになることは大変残念でありますし、特に差別問題であるだけに、行政は本当に真剣にこの事業の遂行に当たっては、まず市民の皆さんの理解を得るということに最大の重点を置きながら事業を遂行していかなければ、部落だけがよくなったとか、同和予算だけで財政が逼迫しておるとか、そのようなことが言われっ放しでおることは、むしろ同和事業の目的とすることと相反する方向に行っておると思わざるを得ないわけであります。

そういうような行政の本当の意味での主体的な同和問題に対する姿勢を貫かない限り、大切な市民、国民の税金を使っての事業が私は有効性を持ってこないと思うわけであります。それだけにこの本質的な同和事業に対しては全く賛成でありますけれども、その手法において、その目的が何であるか。私は、差別をなくしていくための事業であるという大事な目標を失っておると言わざるを得ないと思います。

そういう意味で、本当にこの議案に反対するのは心苦しいわけでありませうけれども、今のような形でもし通すなら、私は本当の願いである差別をなくしていくということに、この事業の執行が必ずしも役に立たないということをおもいます。そういうような意味で、私は反対をいたします。

**議長（山内 馨君）** ほかにございませんか。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（山内 馨君）** 起立少数でありますので、議案第27号は否決されました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

次に、日程第24、議案第28号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

**議会事務局次長（馬場定夫君）**

〔 議 案 書 朗 読 〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第28号、工事請負契約の締結について、公営住宅宮本5号棟改善工事について御説明申し上げます。

議案書は追加議案書の25ページから35ページまででございます。提案理由の御説明を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公営住宅宮本5号棟の改善工事でございます。工事請負者は、泉南市信達市場2696番地、松野組株式会社でございます。請負金額は、2億6,460万円でございます。仮契約日は平成8年12月11日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札事項並びに工事発注につきましては、参考資料に添付をいたしております。

よろしく御審議のほどをお願いし、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（山内 馨君） 異議ありの声がございましたので、本件については起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛 成 者 起 立 〕

議長（山内 馨君） 起立少数であります。よって議案第28号は、否決されました。

次に、日程第20、議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（山内 馨君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第29号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成8年12月5日に国において一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正法が可決され成立したことに伴いまして、本市におきましてもこれに準じて一般職の職員の給料及び諸手当の額を改正するために、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正内容でございますが、扶養手当につきまして、満16歳の年度の初めから満22歳の年度の末までの子がいる場合の加算額を1人につき月額「2,500円」から「3,000円」に、また宿日直手当について、通常の宿日直については1回につき「3,400円」を「3,600円」に、特殊業務に係る宿日直につきましては「6,400円」を「6,600円」に、常直につきましては月額「17,000円」を「18,000円」に、また住居手当の加算額について「7,500円」を「8,000円」に、また給与につきましては、国の改定に準じて本市に適用した結果、平均1.13%の増の改定を行うものでございます。

改正後の給与及び扶養手当、住居手当につきましては、平成8年4月1日から適用するものとし、宿日直手当につきましては、平成9年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山内 馨君） これより質疑を行います。質疑はありますか。――

——島原君。

17番（島原正嗣君） 2点ばかり質問をいたします。

まず1点目は、ただいま御説明のごございました手当の関係ですけれども、この手当の基準地ですか、これはどこを基準にしたのか。国家公務員、地方公務員という関連の法律があるわけですけれども、その法律の改正に基づいて手当等も順応してきたのかどうか。これが1点です。

もう1点は、今1.13%とかおっしゃったんですが、給料を上昇さすことによって本市のラスパイ指数は幾らになってるのか、御答弁をいただきたい。

議長（山内 馨君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） お答えいたします。

まず、1点目の手当の基準ということでございますけれども、今回の改定は、手当に関しては2点ございます。1点、扶養手当につきましては、これは人事院勧告の基準に照らして改定するというものでございます。もう1つの住居手当につきましては、人事院勧告には勧告されておりませんが、従来本市におきましては2年前に検討してきております。

これまでの改定の状況ですけれども、平成4年には3,500円から5,500円に2,000円アップ、平成6年、2年後ですね。5,500円から7,500円と2,000円アップです。平成8年のことは一応見直しの年でもございまして、他市の実態等も勘案しながら検討した結果、本市においては500円アップの8,000円が適当であろうということで判断さしていただきまして、今回人事院勧告の手当とあわせてお願いするものでございます。

ライパレス指数につきましては、平成7年度におきましては107.1でございました。平成8年のラスパイにつきましては、現在作業をほぼ終了してございまして、105.4になる予定でございます。したがって、1.7ポイント下がるという予定になってございます。

議長（山内 馨君） 島原君。

17番（島原正嗣君） 大体わかりましたんですが、この条例を改正することによって、全体のアップする対象人員は何人になるのか教えていただきたい。これが1点です。

このアップ額による年間の支払い総額はどれぐらい上がっていくのかで

すね。年額でなくても月額でもいいんですけども、人勧のアップも含めて、諸手当は若干だと思っんですが、しれてると思っますけれども、そのことも含めて、これが1点です。

もう1つは、ラスパイの関係で御報告いただいたわけでありますが、100を若干超して御答弁をいただいて107.1と、7年がね。8年は、予測ですけども、105.4と、こういう御答弁をいただいたんですが、これは全国平均にして、あるいは近畿全体の市町村の関係からいって、本市の場合はどのクラスの関係に該当するのかが、教えていただきたい。

以上です。

副議長（南 良徳君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） 3点につきましてお答えいたします。

まず、1点目です。対象人員ですけども、このいわゆる人勧にかかわる職員数が744名ございます。

それと、744名につきましての年間所要額でございますけども、一般会計以外の分もございます。その分も含めまして年間所要額、約8,500万かかります。

それと、ラスパイの本市の水準でございますけども、107.1の平成7年度におきましては、大阪府下では大体真ん中あたり、中間あたりになってございます。（島原正嗣君「全国はわかれへんの」と呼ぶ）全国につきましては、ちょっと資料を持ってございませぬ。府下の水準でございます。平成8年の予定されてます105.4につきましては、1.7ポイント下がってございますので、昨年よりもランクが下がるであろうと、こういうように予測してます。

以上です。

〔島原正嗣君「結構です」と呼ぶ〕

副議長（南 良徳君） 小山君。

3番（小山広明君） この財源の歳入です。住民税等減税補てん債、これでまた起債というんですか、公債がふえるわけですね。このことのちょっと説明をいただきたいということですね。これ、何か交付税か何かで後また充当されるんかどうかわかりませぬが、これをちょっと御説明いただきたい。



それから、これは一般職といっても管理職も全部込みで上がっていくと思うんですが、当然組合とのお話し合いもあって出されてきとると思うんですけどね。厳密に分けるのは、やっぱり組合員である管理職でない方のものは、今の財政問題からいえば当然責任を負うというところからいえば、管理職というのはそれなりの一般職にはない大きな責任を持つとるわけですので、そういうところを一緒に引き上げていいのかどうかという疑問が1つあります。その点で、市長に管理職も含めて一般職と一緒に上げてしまう問題についてちょっと御見解をいただきたい。

それから、この給与明細書の説明の中では、前から私指摘しとるんですが、給料と給料以外の支払うべき、負担するべきお金とが大変、給料の方がむしろ少ないわけですね。私たち市議員も50万いただいておりますが、共済組合費でまた5万以上ぐらい負担していただいてとるんですね。だから、実質は我々も給与では55万市民の皆さんの税金をいただいておることになるんですが、もう少しやはり労働者の立場、働く者の立場になっても給与というところのウエートを上げていかないと、ここがベースになっていろんなものに響くわけですので、その辺はこういう手当関係のウエートが多い問題についてどうするのか。

金額的に7,865万円ということに明細で出ておるんですが、これすべて給与関係の補正予算と思うんですが、8,069万7,000円の差はどこか繰り出し何かあるんでしょうかね。ここの説明をちょっといただきたいと思います。

それから、当然人件費が高いと一般的に言われとるんですが、その実態をこの給与を上げるということに絡んでもう少し、高いと言われていることは行政の側からいって実態はどうなのか。今ラスパイレス指数の問題もありましたけども、これも案外ひとり歩きをしとるという批判もありますね。案外、操作によって簡単に上げたり下げたりできると。しかし、職員の少ないところはなかなかそれが操作しにくいというような点も批判があるんですが、ひとり歩きしている数字に対しては、もっと議論のできる中身を行政としては日ごろから説明をいただく必要があると思うんですが、この機会ですからその辺も含めて、そういう計数のまやかしみたいなところもやって、そしてそこでどう改善していくのかということも我々考えたいと思いますので、ぜひ丁寧に御説明をいただきたいと思います。

それから、この際管理職、私は課長の横に参事とか代理とかという構造を、このことはこれでいいんだらうかということをおもうので、管理職についてどういうふうに組織上スリム化していかないといけないと考えておられるのか。

それから、もう1つは、大阪府下で一番職員の出向数が多いですね、泉南市はこの表を見ても。なぜ泉南市は大阪府からの出向職員が多いのか。これは断れないのかですね。これは首にするわけじゃないんですから、大阪府へ帰っていただければ8名は減るわけですね。そういう点では、早速メスを入れないといけない分野ではないかなと思うんですが、議場の中に大阪府から来られとる方、個人的に言うところわけじゃないんで、決して誤解しないようにしていただきたいと思います。私は、むしろそういう方も大阪府で働いていただくことの方がいいということをおし上げとるんで、その辺も含めて御答弁をいただきたいと思います。

副議長（南 良徳君） 大田総務部長。

総務部長（大田 宏君） 私の方から、減税補てん債について御説明をおし上げたいと思います。

減税補てん債といいますのは、特別減税を7年度、8年度やっておりますが、それに伴います分ということで、これにつきましては、交付税でまた戻ってくるというものでございますけども、まず減税補てん債につきましては、基準額といいますのは、平成8年度の基準財政収入額に特例加算にかかわる額ということで、金額は自治省が定めておるわけでございますが、本市の場合、8年度では4億2,289万5,000円ということで、その掛けることの割り戻し額が0.731ということになりまして、本年度の減税補てん債の発行できる額というんですか、これにつきましては5億7,850万ということになってございます。

これにつきましては、既にもう当初予算におきまして1億4,000万、それから9月での補正におきまして8,579万3,000円、そしてさきに議決をいただきました5号補正で1億7,274万9,000円、それからまだ次の議案になりますけども、6号補正で8,069万7,000円という発行の見込みでございます。（小山広明君「もうないんや、残りは」と呼ぶ）あと残りが差し引きしますと9,900万程度ということになります。

以上でございます。

副議長（南 良徳君） 楠本市長公室次長。

市長公室次長兼人事課長（楠本 勇君） まず、1点目の管理職と一緒に引き上げてよいのかという疑問に対する問いだと思うんですけども、人事院勧告の趣旨を尊重するというので、これはあくまでも市管理職も含めまして、全職員にかかわる勧告でございますので、当然本市だけではなくて、国、府、各自治体ということで管理職も含めての全職員ということで御理解いただきたいと思います。

2点目のいわゆる給料と給与の違いですね。この辺指摘されたと思うんですけども、基本は給料表に基づく給料です。これが基礎になりまして、調整手当とかいろいろ反映がございまして最終的に給与額と、こういう仕組みになっておりますので、その点、当然給料が上がればはね返りの関係で給与が上がると、こういう仕組みでお考えいただいたらいいかと思いません。

それと、7,850万の補正に対して、先ほど島原議員に約8,500と申し上げましたけども、これは特別会計も含めまして、当然全職員744名の総額で申し上げますので、この7,850万は一般会計分でございますので、あとの特会分も含めまして約8,500万の年間所要額が要するというので御理解をお願いします。

それと、ラスパイの問題も御指摘されましたけども、いわゆるラスパイについては、操作によっては上に上げたり下にしたりできるのではないかとごさいますけども、なかなかこのラスパイの計算方式が非常にややこしくて、いろんな要因を反映さすということで、非常に複雑な計算になります。これは、当然勝手にやってるわけじゃなくて、地方課の指導に基づいて、それぞれの要因すべて係数なり当然ありますし、その計算の上で出しておりますので、まやかしの数字はないというように御理解いただきたいと思います。（小山広明君「操作ができるでしょうということや。まあええわ」と呼ぶ）

それと、管理職の構造はこれでいいのかということですけども、もう管理職は、これは組織に伴いまして管理職の数が決まってくと。職員配置されていくと。管理職については、組織に従って管理職の数が配置されていくということですので、組織と大きなかわりを持ってますので、その辺は十分御理解をお願いしたいと思います。管理職の構造はこれでいいの

かということですが、当然組織と合わせて職員配置をするということ  
でございます。

以上でございます。

副議長（南 良徳君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 出向職員の件でございますけども、本市は多い方  
でございますが、一番ではございませんで、3位ぐらいですね。泉佐野が  
一番多うございまして、東大阪、それから私どもということになってる  
わけでございますが、府からの職員は、府から派遣要請があるんでは  
なくて、市の方から派遣を要請をいたしております。

現在、本市には助役を含めて8名来ていただいているわけ  
でございますが、それぞれ目的を持って要請をしてきて  
おります。例えば下水道であるとか、空港対策である  
とか、あるいは福祉であるとか農林、道路である  
とか、そういうような形で意識を持って要請  
もし、また来ていただいております、精  
いっぱい泉南市の職員として頑張っ  
ていただいているところでござ  
います。

今後につきましては、毎年度毎年度精査をしながら  
チェックをいたしております。したがって、次年度  
以降も一応原則2年ということ  
でございますけれども、十分精査  
をした上で要請をしまいたい  
というふうに考えて  
おります。

副議長（南 良徳君） 小山君。

3番（小山広明君） ちょっと楠本さんの答弁では、僕は納  
得できないんですけどね。組織だから御理解願  
いたいと言ったけど、何で課長がおって課  
長代理を置かないかのか。そうでしょう。課  
長1人でいいじゃないですか。そういう管理  
職が多くても、僕は市民サービスになら  
んと思うんですね。むしろ決裁とか調整に  
時間を取って、むしろ責任が分散してしま  
うんじゃないかなと思うんで、堺市、泉南  
の10倍以上あるとこもどうなると  
るかあれですけども、やはり泉南市の場  
合には堺の1つの課みたいなも  
んですから、ある意味で。そういう点では  
やはり管理職の数はスリムにして、課員  
の数をふやせばそれは市民に直接サー  
ビスになるわけですから、私は  
そういう方向にシフトするべき  
じゃないかなと思いますね。

大阪府から来とるのが泉南は3番目  
といっても、上は突出して多い  
んですが、あとはほとんど2名、  
3名ですよ。泉南市から大阪府  
に行くと人は2人でしょう。そ  
ういうバランスからいっても、  
8人来てもらうんだ

ったら8人行って研修するとかね。やっぱり経費の問題があるわけですから、その辺はやっぱり市長、そこに手をつけないと一般職になかなか整理のメスを入れるのは実質は難しいわけですので、ぜひ行革の中心にしてもらいたいし、今報酬を上げる議案が出ておりますのでね、これ人件費を度外視してやれないでしょう、今のこの経費の問題は。

そうすると、これ1人あたりは人勸で命令あるけども、人数については命令余りないわけですから、そうすると人数を切るのか、それでこの人勸の問題があるから、余りこれは人勸を無視してやれないということになると、人を減らさざるを得ないわけですね、人件費を減らすとなれば。私は、ある意味で人を減らすのは反対なんですけど、むしろこういう厳しいときにはみんなで苦しみを味わうということで、私はいろいろ提起をしとるんですが、この泉南市の全体の財政の中から、人件費に費やすだけの金額はどれだけかというのをまずモデルを出してもらって、それを現有勢力で平等に分ける。平等といたっていろいろありますよ。不公平感がない形で分けて節減をしていくと。こういう大胆な方法をとるべきじゃないかなと思うんですよ。弱いところにしわ寄せがいくというようなあり方は、僕は士気を弱めると思いますんで、みんなが苦しさを一緒に味わうというのであれば、これはみんな頑張ろかと。頑張ったらまた上げてくれるからなというような中小企業感覚というのを、泉南市のような小さな市町村にはむしろ私は持ち込みやすいんじゃないかなと思うんで、ぜひ市長、そういう点でこの給与引き上げの議案が出た段階で、給与の基本的なあり方について、市長ちょっとお述べいただきたいと。そうすると、将来に希望があれば、今の苦しきもしのいでいけますからね、ぜひ希望が出るような御答弁をいただきたいと思うんですが。

副議長（南 良徳君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 職員の給与は適正でなければならないのは当然でございますが、公務員はいろんな労使関係の制約もございます。その中でいわゆる人事院の勧告制度というのがあるわけでございますが、これは当然基本的にその代償として守っていくというのが趣旨でございます。

したがって、今回率が低うございますけれども、こういう時代でございますから、勧告自身も低うございますけれども、それは一定の職階によって給料の基本的なベースというのが決められておりますので、それによっ

て表を作成いたしているところでございます。したがって、景気動向にもよりましようけれども、こういう人事院勧告制度というのを大切にしながら、それを基本にやっていきたいというふうに考えております。

副議長（南 良徳君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 議案29号に賛成の立場で意見を申し上げますが、市長はわずかと言っておりますが、8,000万円近いお金を出さなければならないわけでありまして。市が自由に使えるお金は1億6,000万円余りということ当初の予算の中でも発表しておりますように、いかにそのバランスからいっても8,000万円近いお金というのは、泉南市にとっては大変なお金であると思います。

そういう点で、私は早速管理職のスリム化を行って、やはり管理職手当を払わなくていいわけですから、その分は課員をふやして市民サービスに当たるべきだと思います。私たち議会もこの4年間少なくとも報酬をこのままに据え置いて頑張っていくべきだということも意見として付して、この議案には賛成いたしますが、市長にはひとつよろしく給与の問題について、人件費が高いと言われておるわけでありまして、ぜひ具体的な改善策を早急に出していただくことを求めまして、賛成をいたします。

副議長（南 良徳君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（南 良徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第26、議案第30号 平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）から日程第29、議案第33号 平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第3号）までの以上4件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案4件につきましては、いずれも議案

書の朗読を省略し、理事者から順次提案理由並びに内容の説明を求めます。  
福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第30号、平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第6号）並びに議案第31号、平成8年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、並びに議案第32号、平成8年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第33号、平成8年度大阪府泉南市水道事業会計補正予算（第3号）について、一括して内容を説明いたします。

職員の給与改定に伴いまして、一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算及び水道事業会計予算に変更を加える必要が生じたため、4会計予算について、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正の内容でございますが、先ほどの給与改定の条例と関連いたしまして、一般会計につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,069万7,000円を追加し、233億2,450万1,000円から234億519万8,000円とするものでございます。給与改定についての改定率は1.13%、実施期間は平成8年4月1日にさかのぼることになっております。

また、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万7,000円を追加し、48億1,030万9,000円から48億1,091万6,000円とするものでございます。

同じく下水道事業特別会計でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ204万7,000円を追加し、41億6,824万6,000円から41億7,029万3,000円とするものでございます。

第4の水道事業会計でございますが、収益的支出の予定額に357万7,000円を追加し、13億5,640万4,000円から13億5,998万1,000円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（南良徳君） これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありますか。———討論

なしと認めます。

これより一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号から議案第33号までの議案4件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（南 良徳君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第33号までの議案4件につきましては、いずれも原案のとおり可とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後5時24分 休憩

午後6時13分 再開

議長（山内 馨君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第30、議員提出議案第22号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して真砂 満君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。真砂君。

12番（真砂 満君） それでは、議員提出議案第22号、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、案文の朗読をもって提案にかえさせていただきたいというふうに思います。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、「義務教育無償の原則により、国民すべてに妥当な規模と内容の義務教育を保障するため、国が必要な負担をすることにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図る」ことを目的としたものである。

特に、学校事務職員及び栄養職員は、義務教育諸学校において、基幹的な役割を果たしている。この人件費を国庫負担対象から除外することは、地方への財政負担を増加させるとともに、義務教育の水準が各自治体の財政力に左右され、大きな格差を生じさせる要因となる。

よって、本市議会は政府に対し、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため学校事務職員や栄養職員の給与費に対する義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、教材費、旅費、共済追加費用については国庫負担制度への復活がなされるよう強く要望する。



以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年12月20日

泉南市議会

以上でございます。議員各位におかれましては、よろしく御賛同のほど  
お願い申し上げます。

議長（山内 馨君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。———小山君。

3番（小山広明君） 議員提出議案第22号に賛成の立場で討論をさしていた  
いただきますが、現状においては、このような措置を求めていく必要はある  
と思います。しかし、国が画一的に全国で同じような条件でやることが果  
たしていいのかどうかは、今大きな意味で問われておると思います。もっ  
と地方が自由に教育について地方の権限でやるような制度に将来的には移  
行していかないと、国が一括的に管理をする、このような負担金などで管  
理をしていくあり方は、もう限界に来ておると思います。

そういうような意見をつけて、現状ではこのようなことをしていかなけ  
ればならないことは理解するというところで、賛成の討論をさせていただきます。

議長（山内 馨君） ほかにありませんか。———以上で本件に対する討  
論を終結いたします。

これより議員提出議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第22号  
は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第31、議員提出議案第23号 消費税率の引き上げ中止を  
求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説  
明を求めます。成田君。

5番（成田政彦君） 議員提出議案第23号、消費税率の引き上げ中止を求  
める意見書について、上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定に

より提出する。平成8年12月16日。案文を読んで提案したいと思いません。

消費税率の引き上げ中止を求める意見書（案）

先の総選挙で消費税問題が最大の争点となり、「弱者いじめの消費税増税に反対。」「国民は5パーセントを信任していない。」など、増税に反対する国民の意思が示され、選挙後の世論調査でも6割以上が反対を表明している。

また、消費税率の引き上げは、物価の上昇による消費の冷え込みを招き、ようやく回復しかけている景気の足を引っ張るのではないかと懸念されているなど、国民の幅広い理解が得られているとはいいがたい状況にある。

よって政府におかれては、来年4月からの5パーセントへの引き上げを中止すべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年12月20日

泉南市議会

よろしく。

議長（山内 馨君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（山内 馨君） 異議ありという声がありますので、本件については起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山内 馨君） 起立多数であります。よって議員提出議案第23号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第32、議員提出議案第24号 国民負担の増大をまねかない医療保険制度改正と社会保障の拡充を求める意見書についてを議題とい

たします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

13番（和気 豊君） 議員提出議案第24号を案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

国民負担の増大をまねかない医療保険制度改革と  
社会保障の拡充を求める意見書（案）

厚生省は70歳以上の老人医療費負担を定額制から定率制へ、また健康保険本人1割負担を2割へ、さらに家族からも新たに保険料を徴収する事などを検討されているが、これは国民の負担を新たに拡大するものである。

老人医療費が1割負担になると、通院（3日間）で現行1,020円が2倍の2,060円になり、入院（30日間）で現行39,300円が1.7倍の66,500円になる。高齢者世帯は政府の調査でも6割が年間所得200万円以下であり、これが実施されると大変な状況となる。

また、健康保険も1割が2割となることで、やはり医療費が2倍の負担増となり、その上家族からも保険料を徴収する。さらにカゼなどの軽い病気が保険からはずし、薬代も保険診療から除外していく。入院しても部屋代や食事代は全部自分持ちにするなど、本当に大変な負担増になる。

このことにより、国民が医療機関にかかりづらい状況が生まれ、重症化してから受診することとなり、結果としてかえって医療費が増大することになる。

政府は医療保険制度の見直しに当たっては、高齢者や国民の医療費、保険料の耐え難い負担を招かないよう、国庫負担率のあり方や高い薬価、医療機器など、より広い視野からの検討を含め、国の責務である社会保障および社会福祉の充実を図るべきである。こうしたことをふまえ、以下について強く要望する。

記

1. 国が検討している老人医療の定率負担化、健保本人2割負担、家族からの保険料徴収案に対して撤回すること。
2. カゼなどの「軽医療」、食事、医薬品などを保険の給付外にしないこと。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成 8 年 1 2 月 2 0 日

泉南市議会

議長（山内 馨君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———質疑等なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第 2 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御  
異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第 2 4 号  
は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第 3 3、議員提出議案第 2 5 号 関西国際空港株式会社並び  
に航空運送事業者への固定資産税及び都市計画税軽減措置の撤廃を求める  
決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明  
を求めます。林 治君。

1 4 番（林 治君） 皆さん、こんばんは。いましばらくよろしくお願  
いします。

地方分権が叫ばれ、厳しい行政改革を今求められておるときであります  
が、入るを図るという点で関西国際空港株式会社並びに航空運送事業者へ  
の固定資産税及び都市計画税軽減措置の撤廃を求める決議についての提案  
を案文を朗読して行いたいと思いますので、どうかよろしくお願  
いいたします。

関西国際空港株式会社並びに航空運送事業者への固定資産税

及び都市計画税軽減措置の撤廃を求める決議（案）

政府は、関西国際空港の建設に関連して地方税法の「改定」で市の固有  
財源である固定資産税及び都市計画税の軽減措置を行ってきた。

もともと政府の政策的軽減は政府の責任でおこなうべきであり地元自治  
体に転嫁すべきことではない。

関西国際空港の地元市として、本市はこれまでおぐれてきた都市施設の  
整備や空港関連事業など膨大な公共事業の急速な推進を余儀なくされ、そ  
のため脆弱な市財政を圧迫、今日危機的状況を呈している。

このような現状に鑑み、むしろ政府においてこそ関西国際空港の関連地域整備事業へ財政の特別措置を行うべきである。

よって政府におかれては、地方税法の「改定」による軽減措置をすみやかに撤廃されることを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 8 年 1 2 月 2 0 日

泉南市議会

どうかよろしく願います。

議長（山内 馨君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

3 番（小山広明君） この件は、林議員がよく取り上げておられた問題ですが、行政の方から 9 年度地方税制改正案の概要ということで、来年 4 月 1 日から何か特別措置が廃止になってという文書が来ておるんですが、このことと今回出されました都市計画税の軽減措置の関係をちょっと御説明をいただきたいと思います。ほっといても来年の 4 月 1 日から廃止になることと関連があるのかどうか。よろしく願います。

議長（山内 馨君） 林君。

1 4 番（林 治君） これは私も昨日、市当局の方からいただきました資料であります。今自民党の方でこういう方向のことを考えられているというお話でお聞きしておるんです。それだけに、今先ほど提案いたしましたものが決議を行っていただきますと、より効果的にこのことが進められるのではないかなというふうに思いますので、その点ひとつよろしく願います。

議長（山内 馨君） 小山君。

3 番（小山広明君） そうすると、何かもう決まっているという事実ではなしに、こういう方向にあるということだと提案者は認識されとるということであれば、それで結構でございます。間違いなければですね。ありがとうございました。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第 2 5 号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山内 馨君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第25号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第34、議員提出議案第26号 オリンピックの大阪招致に関する決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して上野健二君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。上野君。

11番（上野健二君） ただいま議長の御指名を得ましたので、ただいまから議員提出議案第26号を提案するに当たりまして、その案文を朗読し、その提案理由の説明にかえさせていただきます。

#### オリンピックの大阪招致に関する決議（案）

世界で一番華やかで感動に溢れるスポーツの祭典であるオリンピックを、この大阪に招聘することは、大きな名誉であり、誇りである。オリンピックは、その長い歴史を通して世界の平和と友好に多大な貢献をなしてきたことは、誰もが感じるところである。

大阪は、古来、日本の文化や政治や経済の中心地の一つとして栄えてきた。交易をはじめとした国際交流の歴史と伝統は、オリンピックの招致で新たな一頁を画することになる。関西国際空港が世界にその名を知らしめたが、21世紀の始まりにこのオリンピックを開催することの意義ははかりしれない。スポーツの振興、国際交流の促進はもとより、大阪の新たな繁栄に繋がるに違いない。

「水・緑・夢あふれる生活創造都市」をめざす臨空都市泉南としても、「なみはや国体」に続いて、21世紀の始まりのオリンピックの開催が市民のスポーツの振興、国際交流の促進、伝統文化の開示、都市環境の創造へと飛躍する大いなる舞台となる。本市で発掘された海会寺も、法隆寺や四天王寺と並ぶ古代文化の遺跡としてつとに有名である。こうした古代文化、遺跡を示す絶好の機会ともなる。

まさに、オリンピックの開催は、私たちの夢と希望である。

よって、泉南市議会は、2008年の第29回オリンピック競技大会の大阪誘致を心から望むものである。

以上、決議する。

平成 8 年 1 2 月 2 0 日

泉南市議会

以上のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（山内 馨君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。  
———小山君。

3 番（小山広明君） 泉南市がこの決議を上げるということは、大阪市が誘致をしておるといふ応援というんか、そういう意味があるんだろうと思いますが、2008年といいますと、今関西新空港の2期の開港予定が2007年ということで、しかもこの中にあるように、関西新空港が玄関口となるという文言が入っておりますし、実質的にそういうことがされれば、そういう状態が予想はされると思います。

しかし、関西新空港が1期の問題もあって、全体構想によろやく今推進側は取り組んでおるとこなんですけど、私の予想でも、恐らくそれはスムーズに行くことはあり得ないだろうと思っとるんですね。仮にこのオリンピックというようなものがもしそういう形で設定されますと、今まで以上の強引な空港の建設がやられて、地元の意向なんかはほとんど聞き入れない環境をつくってしまうのではないかなという心配を持ちます。

そういう点で、提案者にとって単に大阪市がするというんではなしに、泉南市にとってじっくりと空港については市民のためにどうかということをも十分腰を据えてかからないといけないと思いますし、何かこう既成事実が先に設定された中で、もし空港問題を取り組みとするならば、将来の泉南市民にも私は大きな禍根を残すのではないかという心配をしております。

それと、やはりオリンピックがいい光の部分から当てればそういう面もあるかもわかりませんが、決してその歴史は平和に絶対的に貢献したとも言えない面を持っていることは明らかであります。そういう点で、私は万々歳でこのオリンピックの誘致ということをするつもりはないわけでありませう。

そういう意見も付して、一度新空港の絡みでどのように提案者は考えておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

議長（山内 馨君） 上野君。

11 番（上野健二君） ただいま小山議員の言われるとおり、まさに今回は

新空港、またオリンピックということになりますけれども、やはりこういった機会をとらえて、オリンピックに乗じて、便乗して21世紀に向けて、またこれからの泉南市のはえある発展につなげる一環として誘致したいような気がいたします。

以上です。

議長（山内 馨君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 議員提出議案第26号、オリンピックの大阪招致に関する決議に反対をいたします。

大阪はほんとに過密をした都市になってしまっておるわけでありまして、大阪湾をどんどん埋め立てて広げとるわけでありまして、これ以上の都市の過密が許されないことは当然であります。また、関西新空港も泉南市にとっては最悪の財政状況をつくっておることは、言うまでもありません。また、せんだって運輸省からの回答であります陸上飛行問題についても、かなり厳しい問題が提起されておまして、陸上飛行を認めなかったら2期はつくらないよとも読める、そういう回答が来ているのが現実であります。

そういう中で、地元が憲法とまで言われた海上だけを飛ぶから公害がないんだというこの原則を、地元としてもそう簡単に譲るわけにはいかない問題があることは、当然であります。そうやってまいりますと、2007年の開港ということは、絶対的な期間ではないわけでありまして。そういう中にこの2008年というオリンピックをもし招致することが実現することになりますと、オリンピックが開かれるまでに間に合わせないかんということで地元の声がかき消されてしまうような状況は、容易に想像ができるわけであります。

そういう点で、特に泉南市は関西新空港の地元、特に2期事業を1期の反省に立って進めることにおいては、私はこのような関西新空港の議論に制約を与えるようなオリンピックの招致に関する決議には反対せざるを得ません。

また、オリンピックそのものも原則とはうらはらに、いろんな世界的な問題を持っていることは当然でありますし、やっぱり企業が国よりも大きくなっていると言われている時代において、企業の宣伝のためにもこのこ



とが大いに使われておることは明らかであります。とても庶民の声を反映したオリンピックということにはならないでしょうし、国と国がぶつかり合うような、そういうどろどろとした面があることは否めません。

そういう点でオリンピックを何か起爆剤にして、そのついでに都市整備をやろうとするような発想は捨てて、やはりきちっとした足元を据えた上での都市基盤整備を私はしていくべきだ。そういうことで、現在のオリンピックのあり方には、やっぱり賛成しかねます。

そういうことで反対の意見にさせていただきます。

議長（山内 馨君） ほかにございませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） ただいま提案されました決議について、賛成の立場から若干の討論をしてみたいというふうに思います。

オリンピックそのものについては、言うまでもなくオリンピック憲章にもありますように、いかなる差別をも伴うことなく、友情、連帯、フェアプレーの精神をもって相互に理解し、スポーツを通して平和でよりよい世界をつくることに貢献する、このとおりのものであります。

問題は、その精神が本当に遂行されているかどうか、そのことについては私も若干の懸念を持つものであります。この懸念が解消されるように幾つかの意見を述べ、賛成の討論としたいと思います。

1つは、運営に当たっても民主的な運営が貫かれること。つまり、民主主義を貫くことであります。そして、民意を反映したものにするために最大限の努力が払われること。

2つ目は、さきの討論にもありましたように、自然破壊を厳しく抑え、環境と調和したものにすることです。この点では、オリンピック憲章自身が第1章のオリンピックムーブメントの中のIOCの役割として、環境問題への責任ある関心を示すという意味で、オリンピック競技大会が開催されるよう取り計らう、このことをうたっておりますし、過日の大阪市議会の招致宣言及びその脚注には、そのことが言明をされているところであります。

そして、3つ目は、何よりも華美にわたり浪費がされないこと。すなわち簡素で無理のないオリンピックにしていく問題であります。あのリレハンメルに見られるオリンピックのように、まさに手づくりのオリンピック、この方向も志向されているところであります。そのようなオリンピックに

なるように強く祈念をする点であります。

4点目は、平和に貢献する課題であります。オリンピックの根本原則は、平和でよりよい世界をつくることに貢献することを目的にしています。その点で、オリンピック憲章にうたわれたその原則が貫かれ、本当に開催してよかったというオリンピックになるよう強く希望し、本決議案に賛成といたしたいと思います。

以上であります。

**議長（山内 馨君）** ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**議長（山内 馨君）** 起立多数であります。よって議員提出議案第26号は、原案のとおり可とすることに決しました。

ただいま可決されました意見書、決議につきましても、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先につきましては、議長に御一任願いたいと思います。

以上で本日は全部終了し、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、議員並びに理事者各位におかれましては、健康に御留意され、家族ともども幸多き新年を迎えられんことを祈念いたします。

これをもちまして平成8年第4回泉南市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後6時44分 閉会

（了）

署 名 議 員

大 阪 府 泉 南 市 議 会 議 長                      山   内                      馨

大 阪 府 泉 南 市 議 会 議 員                      西   浦                      修

大 阪 府 泉 南 市 議 会 議 員                      稻   留   照                      雄